

フランス政党政治の『ヨーロッパ化』

—J.Pシュヴェンヌマンを中心に—

吉 田 徹*

Summary

It is becoming impossible to analyze the European domestic politics without referring to the issue related to the European Integration.

Europeanization is a term used to describe the effects of European Integration on the internal politics of member countries. Within the literature of Europeanization, there are not enough efforts to incorporate what kind of effects could produce to the political parties and the pattern towards the party system. Actually, the EU is an environment holding significant consequences for party system, parties and its internal organization.

In this Article, we explore extensively the Europeanization of the French *Parti Socialiste* (PS), focusing to the PS's ideological faction C.E.R.E.S and its leader Jean-Pierre Chevènement. The highly factional structure of the PS was indeed a springboard for Chevènement and C.E.R.E.S to make an anti-Integration party MDC in 1993, immediately after the ratification of the Maastricht Treaty. Specifying this point, this article contributes as well as to the literature of party faction and the leadership structure. It is clear that party factions are the grounds for the party split, and that Europeanization is the very cause of party split.

As the depth reason of Chevènement creating the MDC was the Europeanization of French polity, thus we need to find out the direct reason of the split. We claim that the ideologies of C.E.R.E.S, the very mixture of Marxism and Republicanism; and the rivalry with other PS factions, especially the conflicts over European Integration and socialism with Mitterrand's faction are the causes.

In order to test these hypothesis, we choose as cases the failure of the *Socialist Project* and the following "*tournant libéral* (liberalistic turn)" during the PS's governmental years 1982-1983, where Chevènement made "voice", i.e. resigning from ministerial post; and the ratification of Maastricht Treaty in 1992, when he bet for "Exit", i.e. the creation of his own movement.

Finally, the article concludes that not only the split in the 90's of the Socialist Party but also in all the French governing parties including the Gaullist and the conservative parties, and the appearance of "souverainistes parties" in the party system, are a stigma of the new cleavage line made by Europeanization, crossing the old left-right and Gaullism-Anti Gaullism cleavage.

* 東京大学総合文化研究科 国際社会科学専攻 (国際関係論コース) 博士課程 / 日本学術振興会特別研究員
本稿は 2003 年度文部省科学研究費補助金 (特別研究員奨励費) による研究成果の一部である。

序 論

1. はじめに

現在のEU（欧州連合）加盟国の国内政治は、各国政治の「ヨーロッパ化」（Europeanization）の現象を抜きにして分析することは不可能になりつつある¹。国内の政治構造が、国際システムのあり方によって影響されるという「逆第2イメージ（second image reversed）」²という視角のもっとも極端な事例は、ヨーロッパで観察されているといってもよい。必要とされているのは、この「ヨーロッパ化」の現象が、豊かな研究蓄積のもとにある各国政党政治に、いかなる影響を与えているのかを解明する作業である。

本稿は、ジャン＝ピエール・シュヴェンヌマン（Jean-Pierre Chevènement）³および彼の率いたフランス社会党（Parti Socialiste）の主要派閥C.E.R.E.S（Centre d' Etude de Recherches et d' Education Socialistes、社会主義調査研究教育センター）が、1993年に離党し、新党を結成するまでの過程を追うことで、フランスの政党と政党制の「ヨーロッパ化」の影響を明らかにするものである。そのため、まず「ヨーロッパ化」の概念を明確なものとし、政党システムとの関連性を整理する。次に社会党内でのシュヴェンヌマン及びC.E.R.E.Sの位置付けを、党内派閥政治およびビデオロジーから確認し、最後にヨーロッパをめぐる 이슈が具体的にどのように作用してシュヴェンヌマンの離党につながったのかを、1.1982-83年のミッテラン社会党政権による「一国ケインズ主義」の放棄、2.1992年マーストリヒト条約批准過程を具体例として考察することとする。ナショナルな政党システムに焦点を当てるとするならば、本稿は、シュヴェンヌマンの離党の直接原因として社会党政権の政策転回およびマーストリヒト条約を、中間原因として党内の派閥構造を、そして深層原因としてヨーロッパ化を挙げるものである。

シュヴェンヌマンは、社会党の「歴史的領袖（chef historique）」⁴として第五共和制下での社会党の躍進、1981年のミッテラン社会党政権誕

生に重要な役割を担った。シュヴェンヌマンおよびC.E.R.E.Sが、なぜ社会党から離脱したのかを考察することによって、欧州統合過程がナショナル・レベルでの政党政治に生じさせている新たな亀裂を観ることが可能となる。また、同時期には、保守および中道政党の有力政治家による「ヨーロッパ」ないしは「EU」をめぐる政治運動がマーストリヒト条約批准を契機として起こり、保守-中道政党をまたぐ形で反欧州統合政党が結成された⁵。保守-中道の反欧州政党は、なかんずく99年の欧州議会選挙では、既存のゴリスト政党を上回る得票率を獲得した⁶。フランスの政党政治は、新欧州統合派と反欧州統合派が既存の政党枠組みを横断する形で形成され、新しい競合の次元を見せ始めるようになったのである。

2. 「ヨーロッパ化」の概念

「ヨーロッパ化」の概念は近年研究者の間で多く言及されているものだが⁷、80年代に、フランスのヨーロッパ化を指してメイチンはこれに2つの意味を与えている⁸。ひとつは、「フランスは我らの祖国であるが、ヨーロッパは我らの未来である」というミッテランの宣言に象徴される、フランスがもはや欧州共同体の一部であり、その経済政策や産業政策は他加盟国との相互依存を前提とするという意味であり、これは超国家的ヨーロッパを否定するゴリズムの伝統の転覆であった。もうひとつは、フランスが第三・第四共和制にみられたような不安定な政治体制から脱却し、制度的安定を獲得した「ヨーロッパ政治の一類型」へと転化したという意味である。しかし「ヨーロッパ化」の最も簡便な定義は「ECの政治経済のダイナミズムが、国内政治と政策の組織的ロジックの一部となるまでに政治の志向と形態を方向付けるプロセス」⁹というものだろう。ラドレークは、フランスのヨーロッパ化の事例として、マーストリヒト条約のヨーロッパ市民権（European citizenship）関連事項（同条約第8条）がフランス共和国憲法の規定と抵触することによって生じた憲法改正や国内議会の地位強化、地方分権による地域政策の変容を挙げている。

何れにおいても、ヨーロッパ化は、まず国内の政策・制度的配置の変更という観点でもって論ぜられ、次に国内政治からのヨーロッパへのインプットと、ヨーロッパからの国内政治へのアウトプットの循環が、第一義的に「収斂化 (homogenization)」と「標準化 (harmonization)」の圧力を増大させることになることとされる¹⁰。しかし、その分析内容は、国家主権のEUへの法的な委譲、政府とEUの権限の共有問題、欧州でのポリシー・ネットワークの形成過程など多義に渡っており、コンセンサスはみられない。コールとドレークはこれまでの研究において「ヨーロッパ化」の概念には4つの使用法があると指摘している。すなわち、1.ブラッセルのポリシー・アントレプレナー(欧州委員会委員)が進める独立変数としてのヨーロッパ化、2.各国が自国モデルを欧州モデルに移転させようとする競争的な政策移転(emulative policy transfer)としてのヨーロッパ化、3.民営化を始めとする自由主義改革を推進させる想像的拘束力(imaginary constraint)としてのヨーロッパ化、4.国内制度改革を推進させる国内政治戦略の偽装(smokescreen for domestic political strategies)としてのヨーロッパ化、である¹¹。

さらに、ヴルゼルとリッセは、ヨーロッパ化を二つの次元に峻別している。ひとつは、「独立変数」としてのヨーロッパ化であり、すなわち、国内アクターが取り込まれることによって影響を与えることにもなるヨーロッパ・レヴェルでのガヴァナンス構造の発展を指す。もうひとつは、「プロセス」としての「ヨーロッパ化」であり、これはヨーロッパの制度発展などによって、国内レヴェルの政治が変化することを指している¹²。

本稿では、混乱を来さないためにも、後者の「プロセス」としてのヨーロッパ化に焦点を当て、「ヨーロッパ化」を「ヨーロッパおよび欧州統合の政治経済的ロジックが、一国の政治ロジックに対し間接的・直接的に影響し、これが変容を被る過程」と定義するものとする。それは、結果ではなく過程であり、その過程の中でアクター—政治家、議会、官僚、利益団体などが反応することで、その行動ロジックとパターンが変容を被るものなのである。

しかし、個別の実証研究でも、本稿が主眼とする政党政治のヨーロッパ化はその範囲に入っておらず、依然としてEUからの政策インプットによる国内制度や政策スタイルの変容、官僚機構改革などに焦点を当てたものが大多数となっている¹³。しかし、国内政治の主要なアクターに政党を含めないのは大きな欠落であるといえる¹⁴。「欧州左翼大政党の『ヨーロッパ化』は、これまでにはない深度と確実な現象をもたらしているのであり、インターナショナルイズムの放棄と同程度の歴史的射程を持つもの」¹⁵である。行動のロジックを変化させているのは政党も同様であり、そのパターンの変化は、政党および政党システムそのものに影響を与えている¹⁶。

3. 欧州統合理論と政党論

従来の欧州統合研究において、国内政治要因が軽視されていたわけではない。例えば、ハースやリンドバークを代表とする新機能主義者(neofunctionalist)は、欧州の政策形成が国内利益団体、政党、政治的エリート間の相互関係と利益の相克によって促進されると考えた¹⁷。また、新機能主義とは立場を決定的に異にするようにみられるリベラル政府間主義(liberal intergovernmentalism)を代表するモラヴチックの研究も、意思決定主体は国家にあくまでも留まるとしながらも、国家の利益形成は、国家—社会関係に還元されるとしている¹⁸。

確かに欧州統合の中で主要な役割を果たすのは政府間交渉だが、その当事者は政党政治家であることが前提とされる。そのため、欧州統合理論の中に政党政治を組み込む何らかの焦点が必要とされるのである。

欧州統合理論がハースによって先鞭が付けられたことは周知の通りだが、彼は主著*The Uniting of Europe* (1958)で、ナショナル・レヴェルと超国家レヴェル(すなわち欧州議会)での統合過程を考察し、政党を政治的共同体形成の機能を担うアクターとして位置付けた。ハースは、ナショナル・レヴェルでの政党の機能をみるため、各国議会でのECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)条約の批

准過程を、加盟国別に整理した。その上で、条約批准の推進源となったのは「異なる6カ国の国益ではなく、条約を批准しようという十分な数の政党ポジションが各国にあったから」と結論付けた¹⁹。各政党における欧州統合に対する初期的合意 (initial agreement) の欠如、つまり「動機の多元主義的性格」が、逆説的に超国家主義イデオロギーの勃興を生み出す結果となったとする²⁰。

このように、ハースによって開拓されたEU統合理論と政党研究との組み合わせは、現在、ナショナル・レヴェルと超国家レヴェルの2つの分析レヴェルを対象として展開されている。ひとつは、欧州議会の直接選挙制の導入 (1979年) を受けて、同議会をフィールドとする政党グループおよびトランスナショナル政党グループに着目するものである²¹。これは、ECないしEUを超国家機関とみなし、そこでの政党活動を観察するという意味で、EC/EUを従属変数として扱う。これをここでは「欧州議会政党形成論」と名付けておく。

次に、「政党EU政策形成論」とでも称せられる、欧州議会政党グループおよび各国の国内政党を対象として、各政党の欧州統合政策を比較研究する視座がある²²。国内政治の文脈を重視し、歴史的背景を加味する同研究では、各政党がEUに対しどのようなイメージを持つかを考察しているという意味で、EUを独立変数として扱っている。

しかし、EU自体が未だ政体 (Polity) としての政治空間を不足させ、欧州議会が機構の中で極めて限定的な機能しか果たしていないのであれば²³、「欧州議会政党形成論」は不完全なものとならざるを得ない。また、各国政党の欧州政策の吟味は、比較研究としての完成度は高いものの、それが具体的にどのようにEC/EU政策として結実したかまでの実証には踏み込むことができていない。特に、そこでは「なぜヨーロッパ」なのかの意義付けが薄い。EUが独立変数として扱われている以上、例えばEUは「外交」や「経済政策」、あるいは単に「選挙綱領」などに置き換えられてもかまわないのである。

このように、「欧州議会政党形成論」あるいは「政党EU政策形成論」にしても、欧州統合それ自体がどのように政党に影響しているかの視点は

みられない。その問題関心と力点は、欧州統合がいかにか推進されているか、もしくは推進されるかに向けられているのである。しかし欧州統合の進展によって、政党そのもの、あるいは政党政治の土台である政党システムが影響を受けているのも事実である。従って、EUによって各国に要請される政策アジェンダと、他方でシステムを構成する政党がこれにどう対応していったかの2つを結びつける視点が必要である。「中心的領域での政府および国家主権の実質的支配が失われたにも関わらず、国民国家内部のナショナル・アイデンティティが未だ政治共同体の基礎をなしている」²⁴のであればこそ、加盟国内部の政党システムに目を向けなければならない。

シュミッターは、ロッキンのクリーヴィッジ理論を踏まえ、加盟国のナショナル・レヴェルでの政党システムで、1.政治的右-左両勢力内における親欧州統合政党の確立、2.これに呼応する形での反欧州統合政党の台頭がみられるだろうとする²⁵。シュミッターによれば「票獲得のほぼ総数を争い、EU問題の管理運営を談合して決定する」親欧州統合政党が、イデオロギーの右と左双方に出現し、またこれに応じる形で、反欧州統合政党がやはり右-左において競合するようになるとしている。そして、イデオロギー上の紛争ラインが解消されるとするならば、ナショナル・レヴェルの政党システムは、長期的に親欧州統合政党と反欧州統合に分化される2大政党制となる可能性が高いと指摘している²⁶。これは、EUないしは欧州という問題をめぐり、初期に「右と左」といった従来のイデオロギー上のクリーヴィッジに沿う形で政党システムが再編され ("2+2 party system")、最終的には政治的イデオロギーにとって代わる形で「ヨーロッパ」という 이슈が出現し、その内部で再度政党システムが再編されることを意味している ("2 party system")。

他方でヒックスとゴイツもまた、国内政治変容の説明要因として、ヨーロッパを導入することが要請されるとする²⁷。ヒックスらが「逆転効果 (Reverse Effect)」と呼ぶ、つまりEUがどのように国内政治に影響するのかの分析枠組みである。

この問題意識を受けて展開されるのがメイアー

による欧州統合による各国政党システムへの影響の推計である²⁸。

まず、メイアーはヨーロッパによる政党システムへの影響は「フォーマット」と「メカニクス」において観察されるはずとの仮定を置く²⁹。「フォーマット」では、ヨーロッパという 이슈がシステム内の政党数を増加させているはずであり、また「メカニクス」では政党間のイデオロギー的距離の変更や、政党間競争においてヨーロッパを軸とする次元 (European-centered dimensions) の出現が促されている状況があるはずだとする。

しかし、欧州議会の直接選挙が導入された1979年以降の12カ国を調査する限り、まずフォーマットではオーストリア、フィンランド、英国を除いて欧州統合と関連付けられる新党の出現は認められないとメイアーは報告している。メカニクスについても加盟15カ国をベースにすれば、親欧州統合政党 (pro-european parties) が得票数の66.4% (各国政党の1995-1998年の間での得票率をアドホックに選択) を獲得しているのに対し、反欧州統合政党 (anti-european parties) の得票率は8.0%に過ぎず、またその大部分は反システム政党 (極右や極左政党) によるものであることから、政党システムのメカニクスへのヨーロッパのインパクトは過小であると評価する。さらに、メイアーはヨーロッパの各国政党システムへの影響は優れて構造的な理由によって制限されているということ強調している。つまり、欧州の政策決定とナショナル・レヴェルの連関は、各国政府ないしは欧州議会という2つのアクターによって独占されているため、政党の対EU政策は極度に制限されており、また、欧州議会は限定的な機能しか機構内で与えられていないために、たとえ有権者がEU政策に関する意思表示をしても、それが十分に表出される次元が存在しない。そして政党はその制約を承知しているがために、ヨーロッパをシステム内に全面的に取り入れることをしない、と推測するのである。

しかしメイアーは、自ら断っているように、欧州統合のインパクトを個々の国、あるいは個別の政党に関して考察はしておらず、そうした意味では「分析に極めて重大な制限が課されている」³⁰

のが実際である。また、メイアーの研究を発展させたラドレークによる研究もアジェンダの提示に留まっている³¹。政党の組織構造、各国の政党システムの類型、有権者のヨーロッパに対する態度、さらに経済発展の度合いなどによって、ヨーロッパ化の影響のあり方は大きく異なることは十分に予測しうることであり、従って各国個別の文脈に即した分析が要求されている。

4. 分党の基礎としての政党派閥への視角

フランス社会党は、社会主義あるいは社会民主主義政党としては例外的に、歴史的要因から多数の派閥を抱えており、この派閥構造がシュヴェンヌマンの分党の基礎となっている。「ヨーロッパ化」という外部要因が社会党内に切り込むと同時に、これに呼応する内部構造としての派閥構造があった。派閥は分党の基礎として機能するのであり³²、この双方の対応関係があって始めて分党が生じた。「フランスの非共産主義左翼政党の歴史をもっとも特徴的に描くにはその派閥と、彼等の争い、連携、消滅を描くことだろう」³³。そして「ひとつの政党内でいくつかの派閥が共存するもっとも顕著な例は社会党」³⁴なのである。

それだけではなく、社会党にとって、派閥組織は権力獲得のための重要な「資産」であり、派閥間の力学関係を活性化させることによって、新たな政党システムへの適応を果たした³⁵。フランス第五共和制の政党システムを特徴付ける「大統領制化 (présidentialisation)」—すなわち大統領選出が政党の第一義的目標となること—および「分極化 (dépolarization)」—すなわち左右の遠心力強化—のもとで、左翼諸政党にとっての権力獲得は、社会党として結集する以外に現実的な手段はなかった³⁶。従って、「派閥に過ぎないC.E.R.E.Sやロカール派は簡単に離党することはできても、それは周辺へと追いやられること」³⁷を意味したのである。その後、なぜシュヴェンヌマンが93年に敢えて離党を選択したのかの解は、フランス政党と政党システムのヨーロッパ化を抜きにして求めることができない。

政党組織の変革は、従来主張されるように選挙

という契機だけでなく、政党組織内つまり内的変化があって始めて生じるものであるとジャンダらは主張する³⁸。内的変化のひとつはリーダーの交代であり、もうひとつが政党内派閥間の力学の変化である。選挙を始めとする外的要因は政党変化の必ずしも十分条件ではなく、これにリーダーシップの構造変化、さらに政党内力学の変化という要因が加わることが必要となる。「政党変革の理論の中において、外的要因（特に選挙パフォーマンスの悪さ）が組織変革の大きな刺激となるにしても、社会的アクター（つまり政党内部）も変化の大きな要因となる」³⁹のである。この結論は、本稿の事例に対しても応用可能である。すなわち、社会党は「ヨーロッパ」という外部的要因に加え、組織内部の派閥力学変化によって、初めて分党を経験したのである。従って、欧州統合の研究が「政党行動の一体性について与える影響について未だ多くを知らない」のであるならば⁴⁰、まず社会党内の派閥力学の変化を、欧州統合過程との関連から解き明かす必要がある。

第一章 フランス社会党の党内派閥力学と「ヨーロッパ」

本章では、社会党が結党され、C.E.R.E.Sが主要派閥として登場するエピネー大会以降（1971年—）の派閥構造と党内力学をみていく。シュヴェンヌマン/C.E.R.E.Sの離党は、同党の派閥構造を基盤とするものである限り、社会党がいかなる形で派閥構造を生み出し、そしてどのような力学が内部で働いていたのかをみることが不可欠である。

「50年代から60年代にかけてのフランスにおいて、欧州統合は社会党の様々なグループの大部分をまとめ上げるものであった」⁴¹が、70年代後半以降は分裂の種へと転化していくことになる。1971年のエピネー大会を経て、S.F.I.O（Section Française International Ouvrière、労働者インターナショナルフランス支部）はフランス社会党（Parti Socialiste）へと変身し、新生社会党のヨーロッパ政策はC.E.R.E.Sの働きかけによって、そ

のイデオロギーを十全に発露した「自己投影」によって「左寄りへとシフトして」いくようになる⁴²。その転換点で働いたのは、第五共和制によって要請される政党システムのロジックと党内派閥間の力関係（rapports de forces）といった内部的要因であった。

1. 第五共和制と社会党の派閥政治

1971年のエピネー大会で結党された社会党は、前身のS.F.I.Oと同様に、派閥の集成的性格を持つものであった。しかし、戦後のS.F.I.Oの派閥的性格は比較的抑制されたものであった。それは、社会党自身、人民戦線（1936-1937年）の経験によって、それまで党内を支配していた、革命以前の段階での政権獲得か否か、そして共産党との連立の是非という議論をクリアしたことに加え、中道諸政党（すなわち人民共和運動[MRP]およびレジスタンス民主社会主義同盟[UDSR]等）との共闘による「第三勢力（troisième force）」として、政権の座にあったことが要因としてある⁴³。第四共和制下での社会党は、フランス経済の復興というイデオロギー論争を超越した命題と、政権政党であるという2つの理由によって、政党内派閥の活性化を抑えることができていた。

しかし、第五共和制以降、野党となった社会党は、第四共和制下の「第三勢力」をリードし書記長の座を占めたモレ体制からの脱却、すなわち「脱モレ化（démolletisation）」⁴⁴をいかに行っていくかという党内的要請と、第五共和制による新たな政党配置への適応に迫られた⁴⁵。

第五共和制の政党システムは、まず、第三・第四共和制で頻繁にみられた中道主義政党同士による連立の頻繁な組替えというパターンを覆し、明確に区別された左と右による政党間競合という環境を準備した⁴⁶。それは小選挙区2回制（scrutin uninominal majoritaire à deux tours）という制度的変更によるものだけでなく⁴⁷、とりわけ「大統領制化」という現象によって特徴付けられた。この「大統領制化」は、これまで政権連合交渉が選挙後になって初めて行われ、選挙を得ずに議会の枠内のみで頻繁に政権交代が起こることを

前提とした政党行動に変化を生じさせ、より長期的な政権運営を政党に促した。次に、政党にとっては、大統領候補適格者 (présidentiable) を生み出すことが要請され、あるいは大統領を目指すものは党内での強力なリーダーシップを有することが必要とされるようになった⁴⁸。これと関連して、また党内派閥の観点から重要なことは、党内の一体性・組織化が至上命題となったことであった。1958年以前においてはPCFのみが一体的かつ連帯的な組織を持っていた。その他の政党は、規律ある議員行動が不可能なほどに、また分党を招くほどの分裂に悩まされていた。これと対照的に、第五共和制の初めの20年は「政党の合体と、ほとんどの政党内でのあらゆるレベルでの規律の全体的な締め付け」⁴⁹が特徴とされたのである。

1965年の大統領選挙は、モレの党内リーダーシップに対抗していたドフェール (Gaston Deffere) が新たな中道主義勢力結集を目指して、社会党—急進派—MRP—UDSRおよび左派の諸クラブによる大連合 (grande fédération) を構想するが、これはモレと社会党議員団の抗争、そして何よりも諸政党のイデオロギー距離によって失敗する。その結果、政治クラブに過ぎないCIR (Convention des Institutions Républicaine、共和制度会議) を率いていたミッテラン (François Mitterand) がその間隙を縫って左翼代表として出馬した。ドフェールの大連合に対するミッテランの小連合 (petite fédération) は、中道政党を取り込んだ第四共和制における社会党の路線を、共産党の支持を取り付けることによって「左翼的包括政党へと逆転」⁵⁰させることに成功した。ミッテランはド・ゴールに対して第2回投票にまで持ち込み、さらには45.5%もの得票数を得ることによって、左翼政党の大統領適格者かつそれまでモレが否定してきた共産党との協力関係を構築できる人間、というイメージを築くことに成功した。第五共和制による政党の大統領制化は、ミッテランに絶大な権力を付与することになる。ミッテランは1967年と68年の総選挙を、社会党、CIR、急進派、諸クラブからなるFGDS (Fédération de la Gauche Démocrate et Socialiste、左翼民主社会主義連合) 議長として闘い、

その選挙結果は芳しくなかったものの、69年の大統領選挙でドフェールが大敗して以降、ミッテラン以外に潜在的な大統領候補者は見当たらないという状況となった。

1969年のイシー・レ・ムリノー (Issy-les-Moulineaux) 大会で、モレはUCRG (Union des Clubs pour le Renouveau de Gauche、新生左翼のためのクラブ同盟) のサヴァリー (Alain Savary) を書記長に据え、新たに新社会党 (Nouveau Parti Socialiste) を結党する。中道派をも取り込んだ右派結集に対する対抗的結集であった。しかし、新生社会党の組織化が本格化したのは、ミッテランのCIRが参加し、自らが書記長として選出される1971年のエピネー・シュル・セヌ (Epinay-sur-Seine) 大会においてであった。

1960年代を通じて、左翼政党は上述のように諸クラブの勃興を経験しており、71年の社会党結成時にはそうした多種多様な政治的潮流が、派閥の原型となって流れ込むこととなった。65年の大統領選挙で、ミッテランの選挙参謀の1人としてすでに頭角を現していたシュヴェンヌマンおよびC.E.R.E.Sが本格的にフランスの政党システムに吸収されるのもこのエピネー大会を機にしてである。そして新社会党はミッテランがいみじくも指摘するように「内的矛盾の豊かな巨大政治勢力」⁵¹となるのであり、また同大会から「社会党のアイデンティティーの部分的崩壊につながる要素とその種がみられる」⁵²ようになっていく。

ミッテランのいう「古家 (vieille maison)」としてのS.F.I.Oは、社会党へと変身したが、同党にはS.F.I.Oの政治家はもちろん、ミッテランのCIR、サヴァリーのUCRG、ポプラン (Jean Poperen) のUGCS (Union des Groupes et Clubs Socialistes、社会主義者グループおよびクラブ同盟)、そして74年にはロカール (Michel Rocard) のPSU (Parti Socialiste Unifié、統一社会党) など、C.E.R.E.Sを含め、少なくとも6つの政治グループが派閥となって流れ込んだ⁵³。さらにこれらは4つの派閥に結晶した。すなわち、1.旧S.F.I.Oの伝統に立つミッテラン・ドフェール・サヴァリー・モーロワ (Pierre Mauroy)

の派閥、2.シュヴェンヌマンをリーダーとする新進気鋭のC.E.R.E.S、3.勢力を低下させつつあったモレを中心とするグループ、4.ポプランを支持する小数グループ、である。

シュヴェンヌマンは1969年の時点で、すでに共産党との協力関係が必要との立場をとっており、社会党の左旋回の障害となったのはサヴァリーやモレといった「古い家」を代表する政治家だった⁵⁴。65年の大統領選挙ですでに左派にコミットしていたミッテランの戦略と、シュヴェンヌマンの理想はこの時点で一致をみた。

71年のミッテランの書記長選出は、C.E.R.E.Sの協力なくしては実現しないものであった。エピネー大会の決議では反モレ派であるモーロワ・ドフェール派との票を合わせても少数派に留まり、8.5%のC.E.R.E.Sの票がこれに加わることによって、かろうじて過半数を獲得した⁵⁵。

シュヴェンヌマンは「左翼統一によって第五共和制に新たな基盤を与えること」⁵⁶を社会党の目的として掲げていた。彼は、1972年6月27日に調印された社会党と共産党の共同政府綱領（以下PCG、[Programme Commun de Gouvernement]）のベースとなる社会党綱領「生活を変える（Changer la Vie）」を書記長ミッテランの参謀として準備し、社会党が共産党と並ぶ勢力にまで伸長するのに大きな役割を果たした。73年の総選挙で社会党は、共産党の得票率21.7%に対し、急進社会党（Parti Radical Socialiste）の協力もあって20.8%の得票率を得るまでになった⁵⁸。第五共和制が準備した政党システムの下で、モレの中道主義から脱し、共産党と第二回投票における選挙協力を通じて共闘することで、社会党は「信頼できる連合政権のオルタナティブ」⁵⁹へと変身を遂げたのである。

確かにシュヴェンヌマンとミッテランは、左翼の建て直しのためには共産党との協力関係が必須であるとの認識では一致していた⁶⁰。しかし、同党との関係をめぐって両者の意味するところは異なるものであった。

1977年にシュヴェンヌマンが著した『社会主義者、共産主義者とその他の者たち *Les Socialistes, les Communistes et les Autres*』は

社会党と共産党との融合を訴えた。

人民戦線以来、フランスの労働者運動は、左翼の統一と国民の意思を体现することが不可能であるということを示している。それは社会の指導勢力としての能力がないということの証しでもある。なぜならば、労働者運動が分裂しているために国家の指導的役割を果たせないからである。同時にまた、分裂のうちに閉じこもっているからこそ、自らの役割を認識し、果たすことができていないのである。⁶¹

左翼連合（Union de la gauche）は次の事実を明らかにしている。つまり、社会党なくして共産党は無力であり、共産党なくして社会党は不実であるということだ。トゥール大会から半世紀を経て、誰も「歴史は正しかった」ということはできない—中略—社会党が共産党の刺激によって変化したように、共産党は社会党の刺激によって変化する。民衆に新たな道を開くことを可能とする左翼の編成を生むには、お互いがさらなる変革を遂げなければならないのである。⁶²

1936年の人民戦線、戦後解放期ともに社共政権が成立しながらも、何れの場合も右派によって覆された歴史を、シュヴェンヌマンは「フランスの社会主義への隘路」と総括し、社会主義の実現は、社会党と共産党とが1920年以前—ともにS.F.I.Oのもとに統合されていた時代—に戻る以外にないとした⁶³。同時に、社共共同政府綱領を準備したシュヴェンヌマンにとって、それは「社会党での6年間という短い期間の中で自らが選択し、推薦し、有意な立場とともに己を防御できた戦略の結果の守護者として自らを規定した」⁶⁴派閥路線の堅持でもあった。

他方、ミッテランの目的は、共産党の地位を低下させ、その代替として左翼政党的支持者を社会党へと集結することにあつた⁶⁵。

エピネー大会においてミッテランはすでに次のように述べていた。

根本的な齟齬が生じるイデオロギー対話が1973年までに結実するというのだろうか。イデオロギー対話によって、2つの哲学や思想、2つの人間と社会に対する概念の対立が解消するであろうか。そうであるならば、社会主義と共産主義に分化した理由はないだろう—中略—だからこそ、選挙綱領なくして選挙協力はありえないのであり、政府構成の契約 (contrat de gouvernement) なくして左翼による内閣はありえないのである。⁶⁶

ミッテランは、PCGが調印されたその翌日に、社会主義インターナショナル大会で次のように演説する。

私たちの基本的な目標は共産党によって占められた票田の上に偉大な社会党を再建することにある。共産党支持者500万人のうち300万人が社会党に投票しようと選挙民が感じるだろうということを実証したいのである。⁶⁷

書記長たるミッテランは、1973年のグルノーブル (Grenoble) 大会ですでに社会党内での確固たるリーダーシップを確立しており、各派閥は党大会以前にミッテラン派と共同発議案を提出することを常としていたが、同派との全面的な協調関係を結ばなかったのが唯一C.E.R.E.Sであった⁶⁸。73年にミッテランはC.E.R.E.Sを「真のプチ・ブルによる似非共産党」⁶⁹と非難し、執行部から排除するが、それは、常に自らの動議を発議しようとする「反対のための反対」の態度を採るC.E.R.E.Sへの苛立ちと、シュヴェンヌマンの盟友サル (Georges Sarre) を中心として活発に進められた企業内セクション結成がC.E.R.E.Sの覇権強化につながるのではないかという猜疑心によって支えられたものだった⁷⁰。エピネー以降の社会党の党勢を支えたのは、草の根の熱心なミリタン (党活動家) であり、こうした党員の地域連盟を独自に組織化することで新興勢力となったのがC.E.R.E.Sであった。社会党とほぼ同時期に誕生したC.E.R.E.Sの勢いは、共産党とゴーリスト政党何れを支持しない層を吸収していくことにな

る「エピネーのサイクル」⁷¹と同調していた。C.E.R.E.Sはミリタンの動員による派閥力強化を背景に、党指導部レヴェルでミッテランの裁断に対し反対することを常としていた。ミッテランはグルノーブル大会で「派閥は党の中の党となりつつあり、大会での集团的協力は許されるものだが、選挙での同じような立場は許されるものではない。私は非許容的な者を追放することにする。デマゴギー的なアジテーションと、採用されるべきものとそうでない政策を随時吟味しなければならない、選ばれし責任ある立場との間は区別されなければならない」⁷²と述べ、C.E.R.E.Sの影響排除の方策を練る。それまで、社会党の最高代表委員会である指導委員会 (Comité directeur) では、党大会での動議において5%以上を獲得した派閥に対し自動的に席が与えられる比例代表方式がとられていたが、これを見直すべきとの声もサヴァリーを中心として党内に存在していた⁷³。

75年のポー (Pau) 大会では、25%の過去最高の支持を集めたC.E.R.E.Sの影響力を相対化すべく指導委員会の枠を81席から130席へと拡大し、リーダー3人 (シュヴェンヌマン、サール、モッチャン [Didier Motchane]) を事務局 (Secrétariat) から追放することに成功する⁷⁴。この時ミッテランは、C.E.R.E.Sが大会で20%以上の動議を集めた場合、同派との共通動議提出の選択肢を予め排除し、同派閥を少数派に追い込むとシュヴェンヌマンに対して事前に通告していた⁷⁵。ミッテランは代わりに社共共闘に批判的な党内右派のロカール派の同調を求めた。ロカール派はこれに応え、ミッテラン派の動議に追従した。さらには、C.E.R.E.Sに批判的だったマルチネ (Gilles Martinet) やシャピュイ (Robert Chapuis) をミッテラン派は取り込むことに成功し、自らのリーダーシップを強化することに成功する。エピネー大会から数年で25%以上もの票を党内で集めるようになったC.E.R.E.Sを排除した後はその不足分を補ったのは、74年10月の「社会主義全体大会 (Assises du Socialisme)」をきっかけに、社会党に合流したPSUのロカール派であった。3000人のミリタンを引き連れて入党したロカールは、社共共闘路線には懐疑的で

あった。ミッテランはロカールと、やはり PSU 出身で72年に入党したマルチネを事務局へと導いた⁷⁶。

73年のグルノーブル大会から75年のポー大会までの間に、モレ派はほとんど消滅し、ミッテラン派はモーロワ派、ドフェール派、ポプラン派を吸収することに成功した。これに対し、純粋性を増したC.E.R.E.Sは一体性をさらに高めたことで、ミッテラン派は吸収した派閥の首領に重要ポストを再度割り振ることによって応酬したのであった⁷⁷。

ミッテランの戦略は、左派C.E.R.E.Sと右派ロカール派の間で政治的なバランスを保ちながら、「派閥を超えたリーダー」⁷⁸としての自らの地位を保つことにあった。彼は「従来のミリタンの猜疑心から党の選挙基盤たる代表者を守り、党の微妙

なバランスが左に傾きすぎないように目を光らせていた⁷⁹。同時に、「左」にも「右」にも属さない彼のリーダーシップは選挙時にも優位に働き、74年の大統領選挙第1回投票での最高得票(43.2%)は、党内での地位を揺るぎないものにした。

70年代の社会党の党内対立構造は、「理論」を掲げて「左」に位置し社共共闘路線を進めるC.E.R.E.Sと、「実践」を掲げて「右」に位置し共産党に批判的なロカール派が、求心力としての「中道」の地位をめぐる争うというものであった⁸⁰。そしてこの「理論」と「実践」を調整し媒介する役割を担ったのが第五共和制政党システムの要請する論理にいち早く適合したミッテランであった。

ポー大会でミッテランは、モーロワやマルチネ

(表) 社会党の派閥力学 (1971~1983年)

党大会	ミッテラン派	モレ派	ポプラン派	モーロワ・ドフェール派	C.E.R.E.S	ロカール派
1971年 (Epinay大会)	16	33	12	28	8.5	—
1973年 (Grenoble大会)	65	8	5.5	※	21	—
1975年 (Pau大会)	68	3.3	※	※	25.5	※
1977年 (Nantes大会)	75.8	—	※	13.6	24.2	※
1979年 (Metz大会)	40.1	—	※	※	14.3	20.4
1981年 (Valence大会)	共通動議					
1983年 (Bourg-en-Bresse大会)	77	—	—	—	18	4.7

注記：(1) 各大会で提出された動議 (Motion) に対する委任得票総数の得票率 (%) (2) ※は大会前にミッテラン派と同意した派閥 (3) モレ派は77年に解消、ロカール派は75年より参加

出所：Hanley, David, *Keeping Left? Ceres and the French Socialist Party: A Contribution to the study of fractionalism in political parties*, Manchester: Manchester University Press, 1986, p.51.; Philippe, Annie and Daniel Hubscher, *Enquête à l'intérieur du Parti Socialiste*, Paris: Albin Michel, 1991, p.186-187; Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic: An explanation of intra-party divisions," in *European Journal of Political Research*, vol.17 (1989), p.81; Portelli, Hugues, "Le Parti Socialiste: une position dominante," in Bréchon, Pierre (sous la direction de), *Les Partis Politiques français*, La Documentation Française, 2001, p.103より作成。

らが主張したようにC.E.R.E.Sを離党に追い込むことはしなかった。C.E.R.E.Sの離党は社会党に対する「公式的な破壊的運動」へと転化する可能性があるのに対し、指導部からの追放に留めることによって、これを「建設的な勢力」として利用でき、かつ分党の回避によって党のイメージを守ることができると考えたからである。その代わりにC.E.R.E.Sを企業セクションと青年セクションの担当から外し、実質的な排除を行った。C.E.R.E.Sは、ミッテランの動議に対して協議委員会(Commission des Résolutions)に持ち込んでまで21もの修正提案(Amendements)を発議したが、結局ミッテランとの非公式協議によって共同発議案の提出を断念した⁸¹。シュヴェンヌマンにとって70年代前半の状況とは、ミッテランを中心に党内派閥が結集していくのに従って自らの派閥が孤立し、孤立を避け自らの立場をアピールするためにさらに異見を表明せねばならないという悪循環に陥っていくものであった。

2. 社会党のヨーロッパ像

シュヴェンヌマンとミッテランの間には、共産党との実質的關係だけでなく、ヨーロッパをめぐる相違点も存在していた。ミッテランにとって、ナショナル・レヴェルでの社会主義の実現と欧州統合は必ずしも相関関係にあるものではなかったのに対して、シュヴェンヌマンはフランスでの社会主義の実現が欧州統合に優先すると考えていた。シュヴェンヌマンは、ナショナル・レヴェルでの社会主義の実現と矛盾しない範囲でならば、欧州統合を受諾する立場にあったとも換言できよう。

そもそもエビネー大会の時点において、ミッテラン、モーロワ、ドフェール各派は「確信的な」欧州統合支持派であったのに対し、シュヴェンヌマンは「米帝国主義」に従属する自由主義的ヨーロッパに懸念を表明していた⁸²。これに加えて、「社会主義闘争(Combat Socialiste)」派に代表される旧S.F.I.Oを主体とする党员による、旧来のモレ的なヨーロッパ政策を支持する派閥が存在し、同派はヨーロッパの政治統合、なかんずく超国家主義的次元での社会主義政党の協調を訴えて

いた⁸³。他方で、社会党に合流したロカール派もまた、共同市場は資本主義勢力を利するものでしかないとの批判的トーンを変えないでいた⁸⁴。派閥の寄せ集めとしての社会党は、対ヨーロッパ政策においても同床異夢の状態にあったのである。

ミッテランのヨーロッパ像とは、FGDSの綱領で謳われたように、超国家主義機構の補強や欧州議会の直接選挙の導入といったS.F.I.Oの親ヨーロッパ政策を引き継ぐものであり、1969年には「ヨーロッパは社会主義に対立させることも、また社会主義とヨーロッパを対立させることも必要ではないように思う」と述べ、エビネー大会翌日の記者会見でも「社会党は欧州建設に引き続き携わらなければならない⁸⁵と、フランスとヨーロッパを両論併記の形で捉えていた。

1972年に社会党は、主流派およびC.E.R.E.Sの共同作業によって作成された対欧州政策のスタンスを表明する「社会主義へと向かう欧州のための新しいインターナショナリズム(un nouvel internationalisme pour une Europe en marche vers le socialisme)」を同党初めての対欧州政策として、党機関紙に発表する⁸⁶。同テキストは党内でのイデオロギー状況を反映して「共同市場へのコミットによる相互依存関係は、社会主義への過程を開始することを可能とするイニシアティブの余裕を残している」と表明し、ヨーロッパとフランス、そして社会主義は相反する形で捉えてはいなかった。

この両義性はPCGにおいても同様であった。同綱領の第4部第4章「フランスと欧州経済共同体について(à la France et la CEE)」では、「大資本の支配から欧州経済共同体を解放し、その諸制度を民主化し、勤労者の諸要求を支持し、共同体の成果を勤労者の利益となる方向に向けるために行動する意思をもって共同体の建設と、その諸制度と、その共通政策に参加する」ことと、「共同市場の中で、政府の政治的・経済的・社会的綱領を実現するための行動の自由を保持すること—中略—政府は、ローマ条約に定められている保護条項を援用する権利を保持する。政府はその領土において経済の政府部門を定め拡大するという、ローマ条約では制限されていない権利を自由に行

使用する」⁸⁷ことが両論併記されて宣言された。ヨーロッパの次元での社会主義の実現と、フランス一国での社会主義の実現は関連性のないまま並列され、「フランスとヨーロッパの間で、社会主義は曖昧のうちに解消されていった」⁸⁸のである。

1973年12月に社会党はヨーロッパ会議(Convention sur l'Europe)をバニョレ(Bagnolet)で開催する。これはPCGをひとつの既成事実として、同路線を定着させようとするC.E.R.E.S.の戦略と、グルノーブル大会前後からヨーロッパをめぐる問題がたびたび社会党執行部内での意見の不一致を引き起こすため、これを沈静化し、党内統一を図るミッテランの思惑とが合致したものであった⁸⁹。特にミッテランは11月、自らの欧州統合案に対して指導委員会のうち10人のみが賛成し、8人が棄権したのを見て、辞表を提出して進退を突きつけるという優位性を際立たせる戦略を採り、同会議を契機として党内を引き締める狙いがあった⁹⁰。

「ヨーロッパ会議」開催理由は、こうした党内事情に加え、ドイツ社会民主党が、同年開催されるゴーリスト政党UDR(共和国防衛連合)党大会への出席を決定したことも大きかった。政治イデオロギーを横断する仏独の政権与党の接近は、社会党がまとまった対欧州政策を持たないことが原因と党内でされた⁹¹。

C.E.R.E.S.は、同会議で、「ローマ条約の論理と資本主義との決別のプロジェクトとの間の根源的な矛盾」(サール)を指摘し、共同市場によって多国籍企業の活動が促進された結果、これらが「国家による政治的権力のおよばない状況」にあることを批判し、「欧州規模で蔓延する国家の中立性という神話」に対抗するため、社会主義の実現のための国家の能動的行動を提唱する⁹²。グルノーブル大会の時点で同派の影響力はすでに実質的に排除されていたとはいえ、PCGの対欧州政策に沿う形でのC.E.R.E.S.の主張は正当なものであり、同会議はミッテラン派が妥協する形で結論を出すこととなったが、それは依然として社会主義とヨーロッパとの間で優劣がつけられたものではなかった。同大会では、「欧州建設のための闘争は国内での権力獲得のための闘争と切り離すこ

とはできない。フランスにおける社会主義はヨーロッパに先立つものではないと同時に、欧州建設は社会主義に先立つものではない。しかし、社会主義への決定的な進展は、国内の政治活動を制限することによって達成できないということ認識すべきである」⁹³とのミッテラン派による動議が採択されることになった。70年代前半の社会党の対欧州政策は、党内派閥の均衡と共産党というパートナーの存在とによって終始規定されていたものであった。1977年の共産党との関係崩壊まで、なぜ社会党から積極的な欧州像が提出されなかったのかは、上記2つが理由となったためであった⁹⁴。

社会党執行部の曖昧な態度に対して、C.E.R.E.S.は依然として攻撃的な主張を崩さず、矛先は1974年から政権に就いた大統領ジスカル＝デスタン(Valéry Giscard d'Estaing)へも向かった。シュヴェンヌマンおよびC.E.R.E.S.にとって、ジスカル＝デスタンによるEMS(欧州通貨制度)設立と欧州議会の直接選挙導入は、左派の権力獲得を制限しようとする謀略であり、フランスの国家主権を制限するという意味で社会主義に対立するものであった⁹⁵。

1975年のポー大会の後、C.E.R.E.S.が近いうちに党を離脱し、分党するのではないかと憶測が飛び交った。欧州統合問題についても、同派はミッテラン派とロカール派を向こうに回し、完全な少数派に転じていた。しかし、シュヴェンヌマンは脱党の決断を下さなかった。それは、「シュヴェンヌマンがS.F.I.O.に合流したのは、それが社会主義政党の統一と革新の唯一の手段だったからであり、彼とC.E.R.E.S.は困難であろうとも社会党をより左へと刺激することを使命」⁹⁶とすることを最終的に選択し、派閥力学の中において「マイノリティーとしての純粋性を保ち続けること」⁹⁷を受け入れたからであった。

第五共和制を通じたフランスの政党システムでの最も顕著な変化のひとつは、共産党の衰退とこれに比例する社会党の続伸であり、結果として左右両陣営が均衡化したことにある⁹⁸。ミッテランは、社会党の党勢拡大のために共産党をいわば利用し、シュヴェンヌマンは社会党の左傾化を狙っ

て共産党との共闘を望んだ。しかし結果的に、シュヴェンヌマンの思惑は外れ、ミッテランの戦略が実を結ぶことになる。第四共和制下の権謀術数を生き抜いてきたミッテランと、未だ30代にあり、政界での駆け出しであるシュヴェンヌマンとの力量の差は明白であった。

1977年に入り、社共連合は1、国有化の範囲とその取締役会の構成のあり方、2、核兵器保有の可否、3、内閣形成および行政府機能のあり方をめぐって破綻する⁹⁹。社共の足並みの乱れによる翌年3月の総選挙での社会党の敗北は、党内派閥の力学を根本的に変化させることになり、79年のメッツ大会でシュヴェンヌマンは、今度はロカール派に対するカウンター・バランスとしてミッテラン派と同調し、執行部入りを果たすことになる。この時、C.E.R.E.S.はもはや、ミッテランとの欧州統合観の食い違いを争点化することはなかった。大統領選を前に、ミッテランは有力候補者となっていたロカールを押さえ込み、共産党との関係上、左派的位置を採ろうとしており、シュヴェンヌマンはロカール派に打ち勝つことを当面の目標としていた¹⁰⁰。ここで両者の思惑は再度一致をみたのである。シュヴェンヌマンは、ミッテランの大統領戦綱領である「社会主義プロジェ (Projet Socialiste)」の作成に取り掛かり¹⁰¹、社会党政権に科学技術相 (Ministre de la recherche scientifique) として入閣することになる。

本章は、シュヴェンヌマンが93年に離党および新党を結成する上での、いわば必要条件となった社会党内の派閥構造とその力学関係の描写であった。次章では、シュヴェンヌマンがなぜ離党したのかを説明する、いわば十分条件である彼のイデオロギーを解明することとする。

第二章 シュヴェンヌマンおよびC.E.R.E.S.のイデオロギー

シュヴェンヌマンとC.E.R.E.S.は、そのイデオロギーを最大の武器とすると同時に、弱点とした。党内にあっては、これまで考察したように、派閥同士の合従連衡ではなく、イデオロギー的闘争に

よって党を支配しようとしてきたのであり、そのためにもC.E.R.E.S.のイデオロギーを検証する意味がある。同時に我々がここでイデオロギーに着目するのは、それが「政党やその他の組織が掲げている理論、あるいはこれらの組織が権力や影響力を獲得する試みをなす際に用いる理論を意味する」¹⁰²だけだからではない。イデオロギーとは、また社会的意識の一形態である限り、虚偽的表象や現実隠蔽として作用する観念ではなく、理想や達成すべき目標として捉えられるものだからである¹⁰³。実際イデオロギーとは、哲学的・理論的に構成されるものばかりでなく、諸個人ないし集団の信念の体系や意見を表すという意味において「政治学者にとっては人間行動の大部分をコントロールし、操るものであるためユニークな説明的価値を持つもの」¹⁰⁴である。

1. ヨーロッパ

シュヴェンヌマンとC.E.R.E.S.のイデオロギーは前期と後期に分化することができる。すなわち、1978年までは社共連合という具体的なプロジェクトを基礎とし、社会党の左旋回への注力を目的とした、前章で観察した能動的なイデオロギーであり、後期は1979年以降、とりわけ80年代半ばから顕著となった共和主義を基礎とした防御的イデオロギーである¹⁰⁵。すなわち、81年以降の社会党政権下でのC.E.R.E.S.のイデオロギーは、フランスの一国社会主義が、ヨーロッパという外部的拘束によって自由主義的政策への転回を余儀なくされた出来事によって先鋭化し、同時に防御主義的なものへと変わっていくことが特徴となる。また、シュヴェンヌマンが1991年に国防相を辞任する際、ミッテラン大統領に当たった辞表の最初のフレーズが「共和国についてのある理念 (une certaine idée) によって解任を求めます」と始まるのは極めて象徴的であり、このことは「C.E.R.E.S.にとっての新たな基準は共和国となった」¹⁰⁶ことを意味している。C.E.R.E.S.がイデオロギー派閥であることは間違いないにしても、その内実は必ずしも不変のものではなく、折衷主義的な側面も見出されるのである。

前述のように、C.E.R.E.Sは、ヨーロッパを社会主義が可能である限りにおいて、肯定するものだった。ヨーロッパに対する「ウイ」は、実はヨーロッパに対する「ノン」を常に隠し持つという社会党の文化は¹⁰⁷、確かにC.E.R.E.Sにも根付いていた。「ヨーロッパの社会的次元は肯定できる。共同体による再興 (relence commune) にも肯定できる。しかし、我々の経済社会政策の指針を、先験的に自由主義的な諸国に対して従属させてはならない」と1981年の党大会でC.E.R.E.Sは主張する¹⁰⁸。なぜなら「対外的な困難は国内の無政策の方便として容易に用いられる」からであり、そして「我々の全体的プロジェクトと整合性ある対外政策を進めることの目的とは、我々を取り囲み、締め付ける対外的制約の限界からまさに退却するためのもの」¹⁰⁹だからである。フランス一国による社会主義は、他国との協調を得られなくとも、あるいは齟齬を来たそうとも、推し進められるべきものであった。79年の時点でシュヴェンヌマンはすでに「(資本主義との一筆者註) 訣別に続く数ヶ月は必然的に経済プラン (インフレ基調、対外収支の悪化) を緊張に曝すだろう。そして構造改革の結果が表れるまで、左派政権が経済運営において自律性 (rigueur) をかかってないほど堅持する必要があるだろう」と予測していた。しかし、その後において必要なのは「プロジェクトの解消ではなく、むしろそれを実現する手段をとることである—中略—『対外的制約 (contrainte extérieure)』を緩和し、世界市場に対する政策的余地を残すことと、富と収入の再配分によって国内の一体性を守ることの2つの軸が新しい経済政策のパースペクティブ下で採用されなければならない」¹¹⁰と、路線堅持を主張していた。欧州統合よりは社会主義政策が第一義的に追求されるべき目標であり、そして社会主義にそぐわない欧州統合は受容できないという前期イデオロギーに一貫する主張である。

1984年を境にして一つつまりミッテラン政権による転回を経験して—ヨーロッパに対するC.E.R.E.Sのイデオロギーは変化をみる。社会主義実現の場としてフランスとともに、ヨーロッパが相対的に重視されるようになってくる。これま

で、ヨーロッパは米国帝国主義に侵食されているものに過ぎず、フランスの社会主義実現の障害とみなされていたものが、むしろ帝国主義と新自由主義に対抗する道具として認識され始めるようになり、そのイメージも具体性を帯びるようになる。「ヨーロッパが強いほど、自律的であるほど、一体的であるほど、また加盟国が活動的で、拡張的で、発展的であればあるほど、帝国に対して対抗することができる。我々が自国に対して抱く愛着と欧州建設は矛盾しない」¹¹¹。しかしその欧州建設は、あくまでも超国家主義ではなく、各国主権を前提とするものでなければならない。「EUを人工的な形で形成しようとする多くのプロジェクトに賛成することはできない」¹¹²のである。それは「欧州国民 (nation européenne) とはフィクションであり、欧州合衆国などというものはありえない」¹¹³という確信に由来する。シュヴェンヌマンが想定するヨーロッパとは、「国民アイデンティティーに対する欧州アイデンティティーを創るのでなく、前者のためにこそ欧州は実現しなければならない—中略—目標とすべきは国家連盟 (confédération) であり、超国家主義的な欧州であってはならない」¹¹⁴というもので、それは「我々のヨーロッパのプロジェクトは、米国帝国主義に対する国家経済の自由確保と国内政策の進展と矛盾しない形での力学に寄与するものでなければならない」¹¹⁵だからだとする。

ここでは、それまでフランスの社会主義の実現と米帝国主義の覇権的手段であるヨーロッパを対置するという構図から、むしろフランスの主権による社会主義の実現を、ヨーロッパを盾として実現しなければならないという構図への変化がある。それは、1981年に実際に権力を獲得し、シュヴェンヌマン自らが起案した「社会主義プロジェ」を適用して社会主義経済の実現を企てたものの、それがヨーロッパの圧力によって無残にも撤回された経験が反映されている (第三章参照)。結果として残された道は、社会主義の理念を、今度はヨーロッパを利用する形で実現する以外にはない。ナショナル・レヴェルでの社会主義がヨーロッパの経済的拘束によって実現しないのであれば、ヨーロッパそのものを社会主義経済へと変化させよ、

という論理である。

このロジックは、経済計画による一国レヴェルでの産業政策をヨーロッパに転移しようというディスクールによって補強される。「ヨーロッパを現在行われているような産業協力を基礎として、下から強化すること」が目的とされるのである。「同志よ、一番の論点は EUREKA（欧州高度技術開発戦略計画）計画であり、エアバス計画であり、アリアンヌ計画である。これこそがヨーロッパなのである。そしてこれらは欧州共同体による制度とは無関係なのである」¹¹⁶。国家間協力を基盤とした産業協力を欧州レヴェルで進めること、これこそが C.E.R.E.S による帝国主義覇権に対する新しい対抗戦略であった。

2. 国家主義

このように、ヨーロッパの認識あるいはその手段に変更がみられたとしても、国家主義と産業主義への固執という C.E.R.E.S のイデオロギーの核心は変化することがなかった。そのために必要とされたのは「国家主権という防御スクリーン」¹¹⁷であった。

ポルテリは、社会党には二つのプロジェクトが存在すると論じる。ひとつは、トックヴィルの自由主義に立脚し、アロンやクロジェによる社会学の流れに位置付けることのできるロカールディズムであり、もう一方は「アンチ反ゴリズム」、「アンチ反マルクス主義」に立脚する C.E.R.E.S による「ネオ・ジャコバン主義」によるプロジェクトである¹¹⁸。「社会党は権力獲得のマシーンとして創造され、権力を獲得するためには革命主義的イデオロギーを固持しなければならない—中略—C.E.R.E.S が唯一社会党に要求しているのがイデオロギー的なレジスタンスであるというのはゆえに合理的なこと」¹¹⁹であった。

C.E.R.E.S は自らに対して「国家主義的であるという不名誉な認識」¹²⁰が持たれていると述べても、上述のように国家主権、そしてその機能に常に注意を払った派閥であったことは事実である。国家とは、政党から自律的なものでなくてはならず、またテクノクラートによる支配を被ってま

らないが、国内産業の近代化、雇用の確保、マクロ経済運営、国際市場での企業グループの形成などにとっては欠かせないツールであるとの認識を持っていた¹²¹。特に、国有化産業の拡張、民間への極度の介入政策、輸出奨励、経済計画(planification)による国家先導経済政策を重視し、国際競争に対する保護は国家が担うものと位置付けられていた¹²²。シュヴェンヌマンによれば、左翼によって統治される国家とは「国家主権の守護者という伝統的な役割に加えて、社会的平等の守護者、経済社会的変革の指導者・調整者、そして必要ならば様々な労働者のカテゴリーの異なる利害の裁定者」¹²³でなければならないのである。

ジョンストンは、特に C.E.R.E.S にみられる独自の核抑止力への執着は、フランス社会党の持つ「国家意識 (sens de l'Etat)」に由来するとする¹²⁴。フランスの独自外交の必要性とド・ゴールの「弱者が強者に対抗する手段としての核兵器」という思想が社会党においても不変であるということは、左翼の「国家意識」ゆえなのである。

C.E.R.E.S のイデオロギーは、共産主義思想にみられる国境を跨ぐ階級の連帯というよりはシュヴェンヌマンが認めるように、国家主義的な側面を持っており、政治的マヌーヴァーは国家の枠内でのみ可能との認識が色濃く反映されている¹²⁵。ここから、C.E.R.E.S のゴリズムとの親和性が摘出される。C.E.R.E.S にとってゴリズムとは、国家主導による産業近代化に成功した思想であり、同形式の産業再編は社共路線に沿うものであり、そしてジスカール＝デスタンの自由主義市場経済政策は、これを溶解するものであった。左翼と国家の関係についてシュヴェンヌマンは次のように述べる。「左翼とは 1789 年以来、人権と市民の権利を標榜してきた—中略—共和国とは、まさに器にこの内容を最大限に詰めるための能力のことである」と¹²⁶。

シュヴェンヌマンは「共和国、市民、市民的徳といったゴリアンの言語を左の立場から肉付けした」¹²⁷と評され、また「左翼の中のダブル」とも称される¹²⁸。C.E.R.E.S の国家主義と産業主義を基点とする社会主義のプロジェクトとヨーロッパ像は、「社会主義」という挿入括弧を除けば、

確かにゴーズムのそれと大きく異なるものではない¹²⁹。シュヴェンヌマンのこうした発想の根底には、国民主権 (souveraineté nationale) こそがフランスの市民性 (citoyenneté) の担保になっているという共和主義イデオロギーがある¹³⁰。「個人と世界の間には媒介が必要である。国家 (Nation) とはフランスの概念では普遍主義への道であり、民主的コミュニオンの場所であり、『世界を変える』ための集団的手段なのである」¹³¹。確かに、ジャコバン主義は「現代に至るまでフランス国民諸階層のうちに伝統的な価値基準として維持され、危機的状況のたびに新たな担い手と新たな形態・役割をもって再現」してくるのであった¹³²。

そして90年代に入り、シュヴェンヌマンは、ますますその共和主義的ディスコースを強調するようになっていく。同時に攻撃の対象としての帝国主義は自由主義 (libéralisme) とより現代的な用語に置き換えられていくこととなる。シュヴェンヌマンは「20世紀のフランスの危機は、政治的手段の制限だけでなく近代フランスのアイデンティティーの根本、つまり共和主義的思想そのものに関わるもの」¹³³とする。フランスは、戦後直後の「共和国でなくなってしまった単なるフランス政府」から第五共和制に入り、制度的安定と核抑止に基づく東西ブロックから自立した独自外交を展開することができた。しかし、欧州共同市場の展開はその基盤を突き崩し、「人民に新しい足場」を与えることを目的とした社共共闘も「資本の壁」に阻まれて失敗に終わった。こうして、「共和国の革新、あるいは刷新の試みは戦後2回にわたって挫折した」¹³⁴という。

ここでは、政治的左右の差異ではなく、双方の政治勢力とも共和主義の守護者としての役割が強調され、その障害となるのがヨーロッパないし一前期ディスコースであれば帝国主義と称されていたであろう—国際資本であるとされている。1974年の第二次オイルショックに対する国際協調と新自由主義的打開策、そして英国の加盟とドイツ統一、アイデンティティーの喪失につながるEC拡大によって、フランスは「市場としてのヨーロッパの中に逃避した」のだった。フランスの政治的・

経済的危機は、全て「ヨーロッパの欠落 (insuffisance d'Europe)」のせいになされ、自らの政治的意思が欠落していることのアライとなったことも、共和国崩壊の証左とされる¹³⁵。

さらにこの「共和国崩壊の危機」の度合いは増しているという。「EMS、単一市場、そしてやがてやってくる政治経済通貨同盟は、新しい資本の帝国内の一地域に過ぎなくなるフランスの持つ枠を狭めることに間違いなくなるだろう。フランスの自らに対する猜疑心も増し、地方分権は新しい領土の台頭を招くことだろう。移民の同化を共和国が担えるのだろうか、そもそも彼らは同化されることを望んでいるのだろうか。(極右である一筆者註) ル・ペンのようなイデオロギーの台頭は、フランスの共和国アイデンティティーが危機にあることの結果なのである」¹³⁶。

これに対応する外交もまたその能力を喪失してしまった。過去のフランス外交はヨーロッパ主義者とゴーズムに二分されていたが、フランスに「キープレイヤーとしての役割を与えていた」東西ブロックに対する独自外交は、「東欧諸国がドイツに豊かさを、米国に安全を」求めるようになったことで、その前提が崩れ去ってしまった。そこで残ったのは「小さなヨーロッパ」の中でフランスを中級国家に貶めることにしかならないヨーロッパ主義者による外交なのである。

1981年から83年の間に起こったのは、ドロールによる社会保障負担率の制限にみられた「選挙主義」や、ドイツ・マルクに対してフランスの社会主義を従属せしめるEMSの「神聖化」、ロカールが計画大臣 (Ministre de la Planification) に任命されたことに象徴される「市場の計画に対する勝利」、そして党による「社会主義プロジェクト」の「脱神話化」でもあった。その中でも、シュヴェンヌマンはドロールを「政治を経済に従属させることのできる唯一の人間」だったことから、「国際情勢を利用しながらフランスを自由主義という畏の道」を招いた張本人だとする。ドロールは、社共共闘とその統一綱領に対するオルターナティブを推し進め、超国家主義的ヨーロッパのプロジェクトをパリーブラッセル間で進めたためである¹³⁷。

しかし、危機にさらされているのは社会主義だ

けでなく、同時にフランスの共和主義でもある。ここにシュヴェンヌマンの後期イデオロギーにおける特徴である社会主義と共和主義との並列（「共和主義的社会主義[socialisme républicain]」）をみることができる。社会主義がヨーロッパの経済的ロジックによって阻まれたのだとすれば、共和主義はヨーロッパの政治的な非正統性によって危機に曝されている。ここでシュヴェンヌマンは、EUの「民主主義の赤字」を批判する。「もっともらしく語られているのは、パリではなくブラッセルで物事は決められているのだという逃げ口上である。そうでなければエスタブリッシュメントは、経済のグローバリゼーションはフランスを大海の中のコルク栓に過ぎなくしていると言う」¹³⁸。共和主義は、その出自を問わずに市民を啓蒙し教育し、そして共通善に貢献すること役割を果たしてきた。そして、そのような人間的理性に基づく会話によって民主主義は内実を伴うことになる。「しかし意志決定がもはや公共空間ではなく、『専門家』や、内容不明な『ヨーロッパ』と呼ばれている進入禁止の空間でとられるようになれば、民主主義は形式以外の何物でもなくなる」¹³⁹。欧州レヴェルでの意志決定が前提とされてしまえば、フランスは核抑止力も、ヨーロッパ拡大のイニシアティブも、独自の中東外交といった政策的オプションを選択することはもはや不可能となる。近隣諸国とのコンセンサスが何よりも閣僚理事会では必要とされるからである。「ブラッセルは、レッセ・フェールに対する従属と正当化のアリバイとなり、ヨーロッパは自由主義に敗北したのである」¹⁴⁰。欧州議会の直接選挙も「内実のない民主主義」を改善することはない。欧州議会選挙は依然、国内問題がそのイシューであり続け、有権者も自国での選挙結果以外に関心を示さないからである¹⁴¹。

シュヴェンヌマンが思い描くヨーロッパとは、共和主義を土台とした市民によって形成された国家とその発露としての政治、国民経済の枠内にとどまる産業主義と、経済と巨大資本の論理による市場主義との間の、相克の場として捉えられている。

そうした意味では、シュヴェンヌマンのヨーロッ

パの理想像は、前期のそれと大きく変わるものではない。それは、ド・ゴールの「国家連盟 (confédération)」としての欧州である¹⁴²。国家主権を前提とした各国協調による政治的プロジェクトとしてのヨーロッパであり、これこそが「民主主義の赤字を解消する唯一の」方法でもある。同時に、国家意志 (volonté nationale) があることによって初めて、始めて欧州レヴェルでの産業主義が可能となるのである。一方で、国家連盟と超国家主義との対立は、それぞれの社会観の対立でもある。前者は市民を理想像とし政治至上主義的であるのに対し、後者は経験主義的で実用主義的な「金銭的」な社会を理想としている¹⁴³。だからこそ「市場によって創られてきたヨーロッパを政治によって再建設する」という「パースペクティブの逆転」が必要とされているのである¹⁴⁴。現在のヨーロッパは「経済的競争のみが発展の基本となる自由主義的な欧州であり、市民ではなくホモ・エコノミクスが勝利する『巨大市場』に成り下がってしまっ」¹⁴⁵いる。ECB（欧州中央銀行）は、ドイツ経済力を背景とする経済的欧州をさらに促進する「民主主義的後退」の象徴である。ECBの基準から外れる国は、「ヨーロッパ」の名において制裁を受けるしかない、等々。

ベルスタインは、1982-83年のミッテランの「自由主義的転回」を経た後の社会党は、ヨーロッパの枠内で市場主義的政策に追従するか、あるいはフランスの共和主義的伝統に基づくままの税制と財政支出による国家介入を選択するかのも二者択一を迫られたと述べる¹⁴⁶。「社会主義プロジェ」の実現に失敗した社会党は、これに替わる新たな政治理念に寄りかからなければ政権維持を維持することができなかつたのである¹⁴⁷。ベルスタインのこの仮説に基づくならば、シュヴェンヌマンの社会主義から共和主義ディスクールへの強調点の変化は、合理的なイデオロギー的転回であったともいえる。ヨーロッパという現実を前にして、彼が新たに編み出したディスクールは、C.E.R.E.Sが本来持つ国家主義的意識と矛盾しない共和主義的理念であった。社会主義によってフランスを変革することが不可能になった後では、今やそのフランスという国民国家の枠組み—シュヴェンヌマ

ンによれば共和主義—そのものをヨーロッパから救出しなければならなくなったのである¹⁴⁸。

シュヴェンヌマンの視点にたてば、社会党は1982-83年において自由主義的なヨーロッパに屈服し、国内経済の「自由主義的転回」とEMS残留という選択をした。これに対し、彼は閣僚として自らの「アルバニアン・オプション」を提案する。しかしこれが退けられ、社会党は超国家主義的かつ自由主義的なヨーロッパ、権力の維持を命題とする政権党 (parti de Gouvernement) へと傾斜していった。その結果として彼は離党の決断を下す。次章では、以上の認識を、2つのケースにあてはめてみていくこととする。

第三章 派閥 C.E.R.E.S から新党 MDC へ

本章では、シュヴェンヌマンが率いた社会党内派閥 C.E.R.E.S とその後身「共和国と社会主義」が、1993年に新党 MDC (Mouvement Des Citoyens、市民の運動) となるまでの過程を追う。その際のケースとして選択されるのは、1981年から83年の間に起こる社会党政権による一国ケインズ主義の失敗と、それに続く EMS 残留に象徴される自由主義的転回 (tournant libéral)、次に1992年のマーストリヒト条約の批准過程である。この2つをケースとして取り上げるのは、「EMS 残留は一中略—フランス政治に決定的な状況を生み出し、そして90年代の単一通貨創設という選択に直結」¹⁴⁹ しており、フランスの「ヨーロッパ化」を原因としたシュヴェンヌマンの閣僚辞任から、離党・新党結成までに至る行動ロジックを結ぶ引照点となっているためである。

これは、争点としての欧州統合問題が、社会党が政権の座に着き、シュヴェンヌマンが影響力を行使することの出来た派閥間政治から、とりわけミッテラン大統領を頂点とする「外交」を主軸とした国家間政治の場へと置き換えられ、権力闘争の舞台が移り変わったこととも関係する。特に、周知のように第五共和制下で、外交は大統領の専管事項 (domaine réservé) とされ、一閣僚が政

府方針に反対するのはほぼ不可能であった。以下で観るように、シュヴェンヌマンが、閣僚辞職という「抗議」から、離党・新党結成の「退出」に至ったのも、こうした変遷を念頭に置く必要がある¹⁵⁰。

1. 一国ケインズ主義の失敗と自由主義的転回 (1981年～83年)

1981年5月10日、大統領選でミッテランはジスカール＝デスタンを破り、続く6月14・21日に行われた下院選挙で、社会党は共産党との選挙協力もあって国民議会で単独過半数の座を獲得する。首相には、非ミッテラン派のモーロワが指名された。ミッテランは「社会主義プロジェ」をベースとする選挙公約「フランスのための110の提案 (110 propositions pour la France)」に基づき、大企業グループ・金融機関の国有化、地方分権、従業員に大幅な権限を与える団体交渉制度法 (いわゆるオールー諸法 [lois Auroux])、労働時間短縮、社会保障給付の引き上げ、富裕税の導入、公共セクターの雇用増、職業訓練の拡充などの政策を実施していく¹⁵¹。これらの多くが政権誕生後、半年以内に実現されていったことを考えれば、極めて明確なヴィジョンのもとに社会改革が進められていったことが理解できる¹⁵²。「1981年にミッテランによって推奨された政策は、1972年のPCG以来、左翼政党の綱領に記されたもの」であった¹⁵³。「社会主義プロジェ」はシュヴェンヌマンの手によって起案されたものであり、彼が手がけた72年の党綱領「生活を変える」とそれに続くPGCの延長線上にあるものである¹⁵⁴。それは「世界資本主義システムによる経済制約に対し一中略—打ち勝つことが社会主義左翼にとっての願望」¹⁵⁵であることの証しであり、シュヴェンヌマンが「社会主義への移行のための新しい発展モデル」¹⁵⁶と呼ぶものの現実政治への適用でもあった。ミッテランは大統領となり、そして確かに「権力獲得後に、党内派閥の各々のプログラムの中からひとつを選んだ」¹⁵⁷のであった。

当時のフランス経済は大きく疲弊していた。近

隣諸国と比較しての高コスト構造や企業収益の低迷、高インフレ、投資意欲減退による失業率の上昇、貿易赤字の恒常的な赤字が続いており、景気回復が社会党政権への期待となっていた¹⁵⁸。ミッテラン政権のプログラムは財政支出の増大を伴う意味ではリフレーション的政策であり、社会的格差の是正という政治的目標を所得配分によって実現しようとした「再分配的ケインズ主義」であった。その限りでは、経常収支の悪化やインフレ率の悪化、財政赤字の拡大は十分に予測されたことであったが、それでもミッテランの政策スタッフは、国際経済環境の好転によってこれらは相殺されるものと考えていた。

経済政策の軌道修正が行われるのは、社会党政権誕生からほぼ1年後の1982年5月以降のことである。社会主義へのプロジェクトは実際の経済状況の前に挫折することになる。同月に発表された物価指数は年率13.7%を記録し、他先進国とのインフレ格差が拡大していった¹⁵⁹。他方で、82年に入ってから前年を上回るペースでの政府支出増大（前年比11%増）は、インフレ傾向に拍車をかける結果となった。こうして、欧州域内の主要貿易相手国が、ドル高金利と石油ショックを契機に、ディスインフレ政策、そして内需抑制策を敷く中で、フランス一国だけのインフレと内需拡大が貿易赤字を増大させていった。フランスの輸出入比率は81年第3四半期以降、悪化の一方を辿り、82年4月の貿易赤字は実に100億フラン超を計上した。このパフォーマンスは76年のバール(Raymond Barre)首相の緊縮政策や、第二次オイルショックによる景気悪化の時をも上回るものだった¹⁶⁰。「110の公約」は、20番目の公約として、1990年までにフランス国内総生産に占める貿易比率を20%以下にすることを掲げていたが、同比率は83年には23%に達する¹⁶¹。経済的相互依存の中で一国ケインズ主義の続行が破綻したことはほぼ確実であった。その一方で、社会党政権が至上命題としていた失業率の改善は目にみえる成果をあげず、上昇基調に歯止めがかからないうままであった。

経済情勢の悪化は、為替市場でのフラン投げ売りの直接的な原因となった。81年の社会党政権

の誕生とそのプログラムによって、フランはすでに下落傾向にあったが、その後の経済パフォーマンスの悪化がこれに拍車をかけた。フランの対ドル相場は、1980年に1ドル=4.20フランだったが、81年4月に同レートは5.35フランへと下落し、フランの価値下落は避けられないまま状態は推移していった¹⁶²。この時点で、ミッテラン政権に残された選択肢は2つに絞られていた。ひとつは、このまま内需刺激策をとり続けることによって経済的困難を引き受けるか、あるいは賃金引下げ、法人税減税などによって経済を好転させる代償として政治的困難を引き受けるかの何れかであった¹⁶³。そして、ミッテランは政治的イデオロギーのもとで作成された社会主義プロジェクトを捨て去り、欧州の中でのフランス経済の地位を守ることを決断するのである。政権獲得まで社会党内で危うく保たれていた「社会主義とヨーロッパ」の路線は、「社会主義かヨーロッパ」という構図へと転換したのである。

82年6月のヴェルサイユ・サミットの翌日に、就任後二度目となるフランの対マルク約10%の平価切下げを、ミッテランは決断する。直前の6月9日にミッテランは記者会見を開き、事実上の経済政策の失敗とその転換を公表することになる¹⁶⁴。しかしそれでも、フラン投機と資本流出は留まることはなく、フランス中央銀行の外貨準備高は底をつき、民間金融機関コンソーシアム、さらにはアラブ首長国連邦からの借り入れを必要とする状況にあった。これを契機として同政権の経済政策は新たなステージへと、つまり緊縮政策への急転回を経験していくことになる。4ヶ月間にわたる物価・所得政策の凍結、社会保障会計の赤字削減、財政赤字対GDP比3%抑制を目標とする「モーロワ・プラン」は、政権下の第一次緊縮政策となった。それでもなお、実体経済の回復はおろか、フラン相場が回復することはなかった。そのため第二次緊縮となる「ドロール・プラン」が翌年83年の3月に続行される¹⁶⁵。さらなる内需抑制策である「ドロール・プラン」は、中間層を含む400億フランの増税、240億フランの歳出減、アルコール・タバコの増税、公共料金の値上げ、さらには旅行者の2000フラン以上の国外持ち出

し禁止という徹底した措置をとり、国内総生産の約2%の内需削減を目標とした。

社会党経済政策転換の強制的要因となったのは、実体経済の悪化に加えフランス・フランがジスカール＝デスタンによって、すでにEMSというヨーロッパの経済システムの中に埋め込まれていたことによるものであった。フラン安はそのままマルク高となり、制度崩壊の危機をもたらす。いわばEMSという制度を介して、ヨーロッパはフランス経済政策のマヌーヴァラビリティと選択肢を極めて制約していたのである。81年10月に行われたEMS内での為替平価調整で、ドイツはフランスに対して予算支出を150億フラン削減するよう求めており¹⁶⁶、EMSという制度を媒介にしたドイツが欧州経済の中で占めるウェイトは逆転することのできないものであった。

理論的にはここでフランスには2つの選択肢があったことになる。ひとつは貿易赤字を抑制するために輸入制限を設け、EMSから離脱してまでもフランをさらに切り下げていくことによってインフレを抑制すること。片方はEMSの枠にフランスが残留することを優先させ、需要管理策以外の方策でフランス経済を支えることであった。これは、前述のように、政治的・経済的困難の何れかに直結すること意味した。同時に、フランスが欧州の経済統合の逆転を望むのか、それとも引き続きコミットしていくかの歴史的な分岐点でもあった¹⁶⁷。そして結果的に後者を選択したことは、その後の社会党が密かな形で「パート・ゴードルスベルク綱領」を実践し、社民主義化を歩んでいったことを象徴していた¹⁶⁸。

社会党内では、当然のように政策転換そのもの、そしてEMSに対してどのような態度を採るのかの論争が起こった。緊縮政策への転換が、大統領府でスタース (François Stasse)、ソテール (Christian Sautter)、そして首相府でギョーム (Henri Guillaume)、ルヴェーグ (Daniel Lebègue)、ペイルルヴァド (Jean Peyrelevade) などの専門家によって議論される一方、党内ではシュヴェンヌマン、ベレゴヴォワ (Pierre Bérégovoy、官房長)、ファビウス (Laurent Fabius、予算担当相) を始めとして、EMSからの離脱も

やむなしの認識が広がっていった¹⁶⁹。1983年3月はまた市町村選挙が行われた時期でもあったが、同選挙で社会党は地方議会議席を大きく減らすこととなる。ミッテランはモーロワにEMSからの離脱と経済成長の実現を条件として、続投を要請する¹⁷⁰。しかし、EMS離脱派であったモーロワによるドロールやエコノミストに対する諮問の結果、EMSからの離脱によっても経済情勢の改善は望めないこと、外貨準備高不足によりフラン防衛が継続不可能であることが示され、モーロワはミッテランの指示に従えないことを明らかにする。同時に、大蔵省国庫局長であるカムドゥッシュ (Michel Camdessus) ら専門家のフランス経済に対する悲観的シナリオは、ファビウスといった離脱派閣僚の認識をも変えていくこととなり、さらにはアタリ (Jacques Attali) といった側近のアドヴァイスが加わり、ミッテランは同月中旬にはEMS残留に傾きつつあった。党内は、ドロールを中心とする親欧州派の勢力が優勢を占め、EMS残留を前提とした「ドロール・プラン」が開始されることになるのである。

この時、党内の勢力はモーロワ、ドロール、ベレゴヴォワとシュヴェンヌマンの4人に配分されていた¹⁷¹。モーロワ内閣のもとで研究産業相の任にあったシュヴェンヌマンは¹⁷²、産業国有化による内需拡大と国境管理を含む「コルベール主義的」政策を提案していた¹⁷³。シュヴェンヌマンの経済政策では5つの目標、すなわちエネルギー的自立、基盤産業の近代化、製造業の競争力確保、農業の価値付け、新産業の育成が明確に位置付けられていた。金融政策においてはEMS離脱によるフラン切り下げであり、これによってフランスの輸出力を確保し、産業政策としては保護主義的措置と産業介入政策によって一国成長を実現する「アルパニアン・オプション」である。産業政策を、彼は「協調的産業政策」と呼び、産業部門別政策であるそれまでの「クレノ (銃眼) 政策」から川上一川下産業を結ぶ「フィリエール (連関) 政策」への転換と、協調的投資政策の官民契約、「研究科学技術基本法」に基づくR&D投資の85年までのGDP比2.5%への増加と企業の分野別再編、原子力発電所の継続的建設を主張するが、これらは

ディリジズム色を濃く残す「ゴーズムのスタイル」¹⁷⁴以外の何物でもなかった。

ゴーズムのスタイルであるのは発想だけでなく、実際においてもそうであった。1982年、ポーランド侵攻に対する報復措置として、米レーガン政権は対ソ経済協力関係の停止を要請するが、シュヴェンヌマンは「フランスの主権行使」であるとして当時シベリアのガス油田開発にあっていたフランス企業の事業続行を指示し、契約停止を申し出たドレッサー（Dresser）社を提訴するに至った¹⁷⁵。

もちろん、先に触れたようにEMS離脱の政策にも一貫した論理があったことも確かである。まず、ミッテラン社会党政権誕生と同時に、フランの売り手が始まったため外貨準備の急激な減少が起こった。ミッテラン選出の翌週の5月18日から22日にかけて、中央銀行は実に1日当たり10億フランを平価維持のために市場に投入した¹⁷⁶。従ってEMS離脱が生じようともフランの切り下げによって外貨準備高の減少を防ぐことが可能になる¹⁷⁷。次に、フラン切り下げによって、フランスの競争力を強化することが可能となる。伝統的にみられた近隣窮乏化政策である。これはフランスの主要輸出市場であり且つEMSのコアであるドイツとの関係を犠牲にする可能性のある政策オプションであった。最後に、以上の2つと関連してフランスの金利政策の自律性確保という政策主張がある。対マルクでのフランの平価の維持、すなわちEMSを維持するため、フランスは西ドイツを上回る短期名目金利水準を保たなければならなかった。拍車のかかるフラン・レートの下落によって、1981年の第1四半期に金利水準は20%以上にもなった。これによって企業は過大な負担を強いられているとの認識が離脱派エコノミストのみならず、経済界にも浸透していた¹⁷⁸。

シュヴェンヌマンのこうした政策イデオロギーは、社会党の選挙公約に忠実なものではあったとしても、政権獲得後の経済政策を変えることは不可能であり、一国の閣僚の政策実現能力はヨーロッパを前にしては無力であった。特に、GDPの約1%相当もの出資を必要とするシュヴェンヌマンの政策は、すでに「アルバニアン・オプション」

が却下され、ドロールが財務相として実権を握った後では、必要な予算措置を与えられる可能性を欠いていた。「私は欧州建設と社会正義という二つの野心の間で揺れ動いた。しかしEMSは前者のために必要なものであるがゆえ、後者を限定的なものとしなければならない」¹⁷⁹というミッテランの決断とシュヴェンヌマンのそれは再度行き違いを起こした。シュヴェンヌマンが認めるように「20年前（1973年のバニョレ大会以来一筆者註）からミッテランのヨーロッパ観は私のそれと大きく異なっていた」¹⁸⁰のである。

当然、シュヴェンヌマンはEMSによるフランス経済への圧力を予想していなかったわけではなく、従って当初からEMS離脱論者の立場をとっていた。81年6月の時点で、シュヴェンヌマンは「本当の産業政策を実践するためにはEMSから離脱しなければならない。任期初めの58年と69年にフラン切り下げから始めたド・ゴールとポンピドゥーを見習わなければならない。それに対し左翼の経験は遅きに失した。ルールを定めた上で、国営の投資銀行を創設しなければならない」¹⁸¹と主張していた。あくまでも社会主義者の特徴とは、「資本主義の策略としての経済的制約というものを全般的に拒否すること」にあった¹⁸²。

経済界やテクノクラートのみならず、ミッテランもまたシュヴェンヌマンの政策に対して危惧を覚えるようになり、「社会主義と官僚主義と取り違えるべきではない」と83年の2月2日の閣議で彼を咎める¹⁸³。同日、シュヴェンヌマンは記者団に対し「閣僚は口を閉ざしているべきで、そうでなければ辞任すべきである」との有名なフレーズを語り、「己の理念を曲げてまでも職務を果たすには国家の共和主義的意識（sens républicain de l'Etat）を私は持ちすぎています」¹⁸⁴との辞表を同日ミッテランに提出する。辞表は一旦拒否されたものの、地方議会選挙後にモーロワ第三次内閣が発足する3月22日に辞任は確定的なものとなった。モーロワはシュヴェンヌマンに対し閣僚として残るように指示、但し設備相のポストに着くように伝える¹⁸⁵。しかし、シュヴェンヌマンはこれに国土整備と企画庁の管轄を加えることを主張する。しかし、新たなモーロワ内閣では、このポス

トはドロールとファビウスというEMS残留派の二人にすでに割り当てられていた。シュヴェンヌマンは自らの要求が聞き入れられないことを悟った時点で、辞任をプレスに対して正式に発表する。

シュヴェンヌマンにとって、83年を転機とした社会党の政策は「ロカール抜きのロカールディズム」¹⁸⁶、すなわち社会主義から社民主義への転回以外の何物でもなかった。同時に、かつてEMS設立がフランスの「正常化(normalization)」になるとして非難した社会党は、ドイツ・マルクという「フランス流社会主義が越えられない地平」にぶつかったのだとする¹⁸⁷。それ以降、社会党は「新しい道」を發明することはできず、第五共和制のもとで政権政党となった結果「エビネーの衝動」は消え去った。シュヴェンヌマンはその結果として辞任の道を選んだのだ。

しかし、それは他方で、シュヴェンヌマンにとって「左翼の再建の時期」をも意味した。なぜならば、社会党は「進むべき道と集散的デザインを分裂させていった」のであり、イデオロギー的敗北と国家的プロジェクトを提示する能力の喪失は「フランスの民主主義的表明の基準となる左と右を混乱させた」¹⁸⁸からであった。シュヴェンヌマンは辞任後にあっても、83年10月のブルカン＝ブレス(Bourg-en-Bress)党大会で執拗にEMSからの離脱ないしは再検討を主張し、「エビネーの党(parti d'Epinay)」としての路線を継続すべきと訴える唯一の党内派閥となった¹⁸⁹。しかし社会党内では「1982-1984年の転回が議論の対象となることはついぞなかった」¹⁹⁰のであり、このC.E.R.E.Sと党内のリーダーシップを争うロカール派による動議を除き、ミッテラン派に対抗するものはなかった。C.E.R.E.Sは社会党パリ連盟の支持を失い、同派閥の動議は18%を集めるに過ぎなかった。1975年のポー大会での25%と比較すれば、その勢力衰退は明らかであった。

2. マーストリヒト条約批准と新党結成(1992年～93年)

1992年のマーストリヒト条約¹⁹¹批准をめぐり、シュヴェンヌマンは党内での反ヨーロッパの立場

を先鋭化し、翌年に自らの政党MDCを結成する。同時に、条約批准をめぐる各政党内の分裂と混乱は「新たなドレイフェス事件」¹⁹²と称されるほどに激しいものであった。

マーストリヒト条約は、金融政策、国防、地方選挙での域内市民の投票権といった、すぐれて国家主権に属する事項を共同体に委譲する内容をもつものであるが¹⁹³、それはシュヴェンヌマンにとって、フランスに強制された「自由主義的憲法」¹⁹⁴であり、条約の核心は「国家の破棄」¹⁹⁵以外の何物でもなかった。すなわちマーストリヒト条約は、1.金融資本の優先、利子率の高止まり、公共部門の規制緩和を意味する「ウルトラ自由主義」であり、2.フランス国民に対し十分な協議のない非民主主義的プロセスによって作成され、3.ドイツの国力強化につながり、4.実体経済よりも資本市場を重視し雇用を危機にさらすものである。それよりも、必要とされるものは、計画主義的経済の下での成長主義であり、閣僚理事会の権限を拡大した民主主義的なヨーロッパである¹⁹⁶。シュヴェンヌマンは同時に、「大統領にとってヨーロッパとは、権力を国民に取り戻すという我々をかつて結びつけていた理念ではなく、企業に対する補助金と同義となってしまった。マーストリヒト条約のロジックは社会党のそれではなく、権力のための権力というロジックである」¹⁹⁷と、社会党の条約賛成の態度を非難した。

憲法院(Conseil Constitutionnel)は、政府の付託に応じて92年4月にマーストリヒト条約条文に含まれる欧州域内市民による国内市町村議会での選挙権、出入国管理の共通化、そして経済通貨同盟に関して憲法修正が必要との判断を下し、5月を境に上下両院は憲法修正案の審議に突入する¹⁹⁸。

社会党内ではシュヴェンヌマンの「社会主義と共和国」派がマーストリヒト条約に反対する唯一の勢力となっていく。4月29日に行われた指導委員会と党議員団との共同会議においても、条約反対を掲げるのは唯一同派であり、ドロール、ロカールやジョスパン(Lionel Jospin)などの有力政治家は既定路線として会議に出席すらしなかった¹⁹⁹。

5月の時点で、シュヴェンヌマンを初めとする社会党議員、共産党議員団、緑の党議員、労組幹部はマーストリヒト条約の再交渉を求める共同署名を公表するが、ミッテランは「再交渉不可能」としてこれを棄却する²⁰⁰。

他方で、92年1月に社会党指導委員会が、モーロワ体制からファビウスを書記長とする体制へと変わったことにも留意しておく必要がある²⁰¹。93年の総選挙を前に社会党の支持率は急落しており、体勢の建て直しが何よりも急務とされた。ファビウスはロカールの支持を得て書記長に選出されており、他方でシュヴェンヌマン派は対抗馬を立てることができず、完全な少数派へと転落していった²⁰²。「社会主義と共和国」派が勢力を維持できず、むしろこれを減退させていったのには、先にみたように、80年代半ばの派閥路線の揺れも原因として挙げられる²⁰³。1984年のシュヴェンヌマンの教育相としての閣僚復帰は、少数派に留まってまでもイデオロギー的な純粋さを期待していたミリタンの離反を招いた。さらには、86年以降の共和主義的イデオロギーへのシフトに反対するパリのミリタンを中心として分派CORIAS (Convergences, Recherches, Initiatives pour une Alternatives Socialistes、社会主義オルタナティブのための収斂・研究・イニシアティブ) が結成され、人材を流出させることになったのである²⁰⁴。

シュヴェンヌマンとともに、憲法改正反対の急先鋒となったのはRPRのセガン (Philippe Séguin) だった。憲法改正過程において、政党レベルでもっとも集中的かつ集団的な反対勢力は「主権というドグマを確信するゴーリズム政党」²⁰⁵、つまりRPRを中心とする保守勢力であった。同時に、ヨーロッパは1980年代後半以降、フランス政党システムの新たなアクターとして登場してきた環境主義政党にも亀裂を生じさせた。4月に党内有力政治家のヴォワネ (Dominique Voynet) やレギュラシオン派経済学者のリピエツ (Alain Lipietz) がシュヴェンヌマンに同調する一方で、党の執行部である「緑の会議 (Parlement des Verts)」はマーストリヒト条約に賛同の意志表明をする²⁰⁶。

5月5日の国民議会第一読会で、セガンは憲法改正反対案を提出し、これにRPR議院の約半数 (126議員中58議員) とシュヴェンヌマンを含む5名の社会党議員および共産党議員、UDFの一部議員が賛成票を投じる。シュヴェンヌマンはセガンの演説に対し「見事かつ説得力に満ち、共和主義的なもので、服従か再選かという次元を超えたもの」と賞賛を送った²⁰⁷。確かにシュヴェンヌマンとセガンは、欧州統合のあり方に対して「非民主主義的かつ官僚主義的」という同一の認識を持っていた²⁰⁸。もっとも、社会党およびRPR指導部 (シラク [Jacques Chirac]、ジュベ [Alain Juppé]) は条約批准の態度を崩しておらず、憲法改正案は5月13日に、国民議会において398対77票で可決されることになった²⁰⁹。他方、元老院ではRPR議員団長のパスクワ (Charles Pasqua) が改正案反対の急先鋒となるものの、元老院の憲法院付託権を可能とする文言を盛り込んだ後、192対117票で可決することとなる。改正案は6月25日に両院合同議会 (ヴェルサイユ会議、Congrès de Versailles) で592対73票という結果で最終的に承認される。

シュヴェンヌマンは5月の時点で、全左翼政党を横断する「市民的左翼 (gauche citoyenne)」の結集を呼びかけていたが、MDCの第一回大会を地元ベルフォールで開催すると表明するのは、この両院合同議会採決後の6月29日であり²¹⁰、7月15日には社会党執行部からの辞職を発表する²¹¹。

6月3日にはミッテラン大統領がマーストリヒト条約の批准を国民投票にかけると表明する²¹²。デンマークでの条約批准が国民投票によって否決されるという「デンマーク・ショック」の影響を払拭するのに加え、内部分裂の兆しをみせている野党RPRに対する戦略および大統領権限の誇示、そしてポスト・ミッテランの座をめぐる揺れる党内紛争の沈静化を狙っての決断だった。

投票日は閣議によって9月20日と決定され、各政党内勢力は数ヶ月にわたる賛成および反対キャンペーンを繰り広げることとなった。社会党ではシュヴェンヌマン、RPRではパスクワとセガンという両閣僚経験者が条約反対運動である「ノン

のための連合 (Rassemblement pour le 《non》)」を結成し、また、明確に親ヨーロッパの立場をとるUDF内でも、若手有力者のド・ヴィリエ (Philippe de Villiers) が反マーストリヒトキャンペーン「価値のための戦い (Combat pour les valeurs)」を開始する。その一方で、これら反対キャンペーンの主導者は、極右FN (Front National、国民戦線) のル・ペン (Jean-Marie Le Pen) や共産党といった、元来から反ヨーロッパ主義をとる政党との差別化をはかる必要が生じた。「ノンのカルテル」は確かに存在したものの、それはまた同時に「極めて異質なものによる陣営」²¹³でもあった。批准推進側においても、RPRは党首シラクの態度が曖昧であったことから内部分裂が生じ、UDFとの条約批准の共同キャンペーンが不可能となり、また社会党はUDFと親欧州主義のポジションを争わなければならなかった。またマーストリヒト条約というイシュー以外にも、国民投票はミッテラン政権に対する信任という側面も存在したため、UDFのジスカール＝デスタンは社会党の不支持率が投票に響くのではないかと、ミッテランおよび社会党に前面に出ないよう要請する始末であった²¹⁴。国論も激しく揺れ動き、BVAによる世論調査では6月の実施決定から9月の投票日にかけて世論は6回にわたって賛成と反対の間で揺れ動いた²¹⁵。

8月29日にはシュヴェンヌマンが「左翼と国民にとっての拠り所」と形容するMDCの第一回大会が開かれる。この時点でシュヴェンヌマンは、総選挙で独自候補を立てるとしつつも、まだ社会党に籍を置いていた²¹⁶。しかし、書記長となったファビウスは、3月の段階で、来る総選挙では条約賛成派のみの立候補を認めるとしており、シュヴェンヌマンの選択肢は、この時点で極めて限られたものとなっていた。

9月20日の国民投票の結果は51.01%対48.98%と僅差で条約賛成が上回った。反対票を支持政党別にみると、共産党支持者の84%、FN支持者の93%、そして社会党支持者の24%とRPR支持者の69%が反対票を投じている²¹⁷。

シュヴェンヌマンは結果に対して「大きな、そして発展した市民たちの運動とともにやるべくこ

とは多くある」と延べ、反マーストリヒトの運動を継続することを表明する²¹⁸。投票後初となる指導委員会の後に、シュヴェンヌマンは記者団に対して「僅差での批准とそのあり方は、フランス社会の大きな亀裂を白日の下にさらけ出した」と態度を軟化させる意志がないことを表明する。他方で、ファビウスやジョスパンといった旧ミッテラン派やロカールなどの党指導部は選挙を控え、党内分裂は好ましくないとの判断から、除名処分はとらないとしていた²¹⁹。

年末の第二回大会を挟み、MDCは93年3月の総選挙で独自に52人を立候補させ、うちシュヴェンヌマンを含む現職議員5人は社会党からの重複立候補となっていた。総選挙の時点でシュヴェンヌマンは執行部からは辞職したものの、社会党員としては在籍したままであった。彼の離党、すなわち社会党からの「退出」が決定的となるのは7月に開催される党の全体大会 (Etat généraux) に不参加の意向を示し「93年の党員証を更新しない」と4月27日に公表した時点においてである²²⁰。総選挙で、社会党は282から67へと議席数を激減させ、ここからRPRバラデュール (Edouard Balladur) を首相とする第二次コアピタシオンが始まることになる²²¹。元欧州議会議長のヴェイユ (Simone Veil) を社会・厚生・都市問題相として閣内ナンバー2に据えるなど、欧州統合推進路線を明確に打ち出した政権であった。

シュヴェンヌマンは社会党敗北の原因を次のように評した。「フランス人は、社会党が社会主義者であることでなく、そうでなくなったことを罰したのである。左翼は権力のための権力を選択し、雇用ではなく株式市場を選択した。野心を有り余せたのではなく、それを欠如させたからである」²²²。そして「ヨーロッパを、そしてヨーロッパとフランスを再考しなければならない。なぜなら、フランス左翼はフランスとともに復活しなければならぬのである。我々はこれに注力する。すなわち共和国の再建と不可分な左翼の再建である」と党指導委員会の前で表明し²²³、自らの政治運動を続行することを言明した。

93年5月1日にMDCは設立大会 (Assise) をパリで開催する²²⁴。約1万人の党員を抱え、党に

属する国会議員は、総選挙で当選した3人の代議士（シュヴェンヌマン、サール、ミシェル[Jean-Pierre Michel]）と1人の元老院議員（ロリダン、[Paul Loridant]）のみであった。それでもサールが説明するように、それは「社会党と共産党の間に位置するものではなく、それらの上に立つ第三の左翼」²²⁵を目指す政党であると同時に「ド・ゴール將軍の息吹」を必要とする「超国家主義に彩られるポスト・ナショナルイデオロギーと自由主義的ヨーロッパによる国家の民主主義正統性の侵食を食い止めるため」²²⁶の運動でもあった。10月に入りMDCは94年欧州議会選挙に独自リストを提出すると発表する。

シュヴェンヌマンはMDCの起源として、83年の自由主義的転回と92年のマーストリヒト条約の出来事を、またその性格として「『もうひとつの可能性』に対する信頼」をあげている²²⁷。そして「党指導部で決定された政策を十分に変更させることも、ましてやそれを覆すことは不可能になったため」²²⁸に、独自の政党を創設する必要性があったと説明した。

ヨーロッパをめぐる政党横断的な亀裂は、マーストリヒト条約に対する国民投票後も続いていた。10月に入り、パスクワとセガンは社会党およびRPRの推す「強いフラン（Franc fort）」政策に反対し、対ドイツ・マルクのフラン切り下げを対案する²²⁹。条約を契機として、シュヴェンヌマンが提案したロジックを約10年後に保守が採用するようになるのである。マーストリヒト条約に付随するEMU（欧州経済通貨同盟）に合わせたフランス中銀の自律性付与に関する問題でも、シュヴェンヌマンはRPRとUDFの一部議員と共同戦線を張ることとなる。シュヴェンヌマンは、フランス中銀はドイツ連銀、米連銀とも異なる経済力確保のための独自の手段であり、自律性の付与は民主的コントロールからの逸脱だと批判、法律改正反対案を議会に提出し、これに政権与党であるUDFとRPR議員の一部が造反、票決に際して棄権の選択をした²³⁰。

おわりに—マーストリヒト条約批准を契機とした政党制の再編成—

「1992年9月20日のマーストリヒト条約批准に対する国民投票は、伝統的な政治勢力に呼応しない、新たなクリーヴィッジ出現の契機であった」²³¹。マーストリヒト条約批准をめぐるフランス国内政党は内部分裂を抱え、システム・レヴェルにおいても、シュヴェンヌマンによるMDC結党を最も早い事例として、再編成を余儀なくされるようになる。シュヴェンヌマンの行動ロジックは、社会党において「イデオロギー的な立脚点として社会主義が後退したかにみえる一方で、1983年から1993年にかけて欧州統合はますます大きな争点となった」²³²ことに呼応するものであった。83年の時点で彼は党内に留まるものの、93年には争点の肥大化に応じて離党・新党結成を選択せざるを得なかった。また、社会党だけでなく、80年代以降は、保守・中道政党であるRPRやUDFにおいても、欧州統合のあり方をめぐって論争が高まった時期であった²³³。条約批准過程に表れた「ヨーロッパ化」による政党システムの変容は、フランスにおいて政党間競合のあり方を変えただけでなく、政権与党を経験した各党の分裂という形で生じた。

マーストリヒト条約批准論争によって、フランスは「自国のヨーロッパ化という現象を初めて発見」した²³⁴。この認識は政治家によってまず共有されたものであった。UDFのヴァスール（Philippe Vasseur）下院議員はマーストリヒト条約批准の論争に際して「国家（Etat）と国民（Nation）の概念について新しいイデオロギー的国境が勃興しつつある。新しいクリーヴィッジが出来つつあり、政治勢力再編の前触れである」と証言した²³⁵。確かに、政党の公式路線として批准賛成が採用されるのと並行して、党内エリートを含む政治家が反対にまわるといふ、既存の政党ブロックを横断する政治的クリーヴィッジが生じたのであり、投票結果から分析されるのは有権者もこれに呼応したということである²³⁶。

既述のように、1992年には、フランスの政権

政党 (Partis du Gouvernements すなわち社会党、UDF、RPR) 全てがヨーロッパ・イシューにより分裂を経験するに至った。フランスの政党のヨーロッパに対する認識態度は、一貫して左—右、ゴリズム—反ゴリズムという4つのクリーヴィッジによって規定されてきた²³⁷。しかし、その政治的クリーヴィッジも「ヨーロッパ化」の圧力増大に伴い、分党・新党結成によって、既存の政党システムは分裂度を増大させた²³⁸。「1990年代までのEUの政策権限増加は意志決定構造と制度強化をもたらし、それらがさらに政党間・党内競合に火をつけた」²³⁹という現象は、社会党の権力獲得、FNの台頭と共産党の下落、コアピタシオン、そして社会党の少数与党化に続く80年代フランス政党制の「第五ステージ」の主要素となったのである²⁴⁰。ヨーロッパ化によって生じるクリーヴィッジは右左対立軸を無効にする²⁴¹。政治的左右の差異と欧州統合への支持との間には「明確に強調しうる相関性はみられない」²⁴²ためである。左と右を問わず、欧州統合過程に対する抗議が党内で存在するため、従来の政治的紛争ラインは無効となり、新たな競合空間が政治家および政党によって形成される余地が発生したのである。

社会党からは党内派閥を基盤としてシュヴェンヌマンがMDCを結党し、保守政党ではRPRのバスクワとUDFのド・ヴィリエが協調して、ともに所属政党から離党し、新党RPF (フランス連合、Rassemblement pour la France) を結成する。フランスの政党システム内において、既存のイデオロギーブロックでは「ヨーロッパ化」という新たな競合次元に対応できないために、分党という形で新しい政党が台頭し、これが再編へとつながったのである。政党の行動ロジックそのものが変容を被ったばかりだけでなく、構成されるシステム内の「フォーマット」および「メカニクス」も、それまでの類型とは異なる様相を著すようになった。

マーストリヒト条約批准という「ヨーロッパ化」は、フランスの政党システムに欧州統合派対国家主権派という形での新たな政治的クリーヴィッジを生じさせ、システムの波乱要因となったともい

える²⁴³。ジョリーは、欧州統合の中での主権主義者とは、フランス政治を規定する「場 (champs)」、つまり経済政策のオルターナティブを提供する「右と左」の基準の尊重と共同体に対する拘束要因としてのヨーロッパの否定者であることと定義する。そして主権主義者の共通点は「政治としての枠である国家の名において『欧州建設』に反対する」ことと、「自らの政治的正統性が由来する政治社会を裏切る国家 (stato-nationales) エリートの責任を問うこと」であるとする²⁴⁴。

1994年の欧州議会選挙で、シュヴェンヌマンの選挙リスト「もうひとつの政治 (Autre Politique)」は2.6%の得票率に留まったものの、ド・ヴィリエの選挙リスト (「フランスのための運動 (Mouvement pour la France)」) は12.5%を獲得し、99年にはバスクワとの共同リストによって13%というRPRを上回る得票率を得た。94年時には、そのほか、共産党や土着政党CPNT (猟・漁業・自然と伝統、Chasse, Pêche, Nature et Tradition)、トロツキスト政党などを合わせれば、反欧州統合派の総得票率は38.8%に及んだ²⁴⁵。さらに1992年マーストリヒト条約批准時に「ノン」を投票した有権者による欧州議会選挙 (94年) での投票行動を支持政党別にみると、社会党支持者の15%がシュヴェンヌマンの選挙リストに、RPR支持者の45%、UDF支持者の50%がド・ヴィリエの選挙リストに投票している²⁴⁶。他方で、政権政党の獲得票数は1989年の欧州議会選挙では52.5%だったのに対し、94年には40.1%にまで低下した²⁴⁷。欧州統合が進展し、政治的エリートによって国家主権が部分的に欧州レヴェルへと委譲されるのに伴い、欧州議会選挙は親欧州—反欧州政党のもっとも激しい競合アリーナとなっている²⁴⁸。

シュヴェンヌマンの離党と新党結成は「ヨーロッパ」という外部要因に加え、歴史的に社会党が抱える派閥構造に基づいた党内の勢力争いという内部要因を基盤とするものであった。確かに、シュヴェンヌマンにとっては、「国内における資本主義との決別の立場と、外部に対する資本主義の同意はダブルスタンダード」²⁴⁹であるからこそ、そのイデオロギー的一貫性から、自由主義を基調と

するヨーロッパに反対の立場を貫いた。しかしまた、シュヴェンヌマンとC.E.R.E.Sは、1982年—83年の自由主義的転回を経験して以降、そのイデオロギー的ポジションと勢力を弱体化させており、党の政策方針に十分な影響を与えることができなくなっていた²⁵⁰。党内での勢力は、1975年のポー党大会での委任得票総数25%をピークとして、83年のブルカン・プレス大会では18%、さらに91年のデファンス (Défense) 大会では12.3%にまで低下していた²⁵¹。これに加えて、93年の社会党の野党への転落は、党内での立場弱体と相まってシュヴェンヌマンに離党を決断させた大きな理由のひとつでもあった。

欧州統合理論の中の政党論に対する含意を求めらば、これは統合過程ないしは国際交渉過程によって与党リーダーの立場が強化されることを意味している。親欧州統合路線を確定した後の社会党のリーダーとしてのミッテランは、単一欧州議定書の実現、欧州通貨同盟の推進、マーストリヒト条約によるEU創設といった、停滞の15年の後にやってきた欧州統合過程に新たな飛躍をもたらした²⁵²。欧州議会の限定的な機能、各国議会の欧州アジェンダに対する受動的な関与、党リーダーの政府首脳としての条約交渉への参加は、党内エリートの自律性強化と意志決定過程の集中をもたらす²⁵³。通常、党内要職者は、政府内で閣僚となり、彼らは、クロスナショナルな次元で構成される欧州理事会ないしは閣僚理事会に出席し、自国議会および政党の及ぼすコントロールから隔離した場での意志決定を行う。もちろん、各国議会は、政府委任の観点からも、交渉での自国代表に対する牽制を行うことが可能であるし、また、代表者も選挙上の配慮から極端な政策を採ることは難しい。しかしながら、EUでの意志決定は、極めて秘密主義的であり、情報も不完全な場合が多い。党内リーダー＝エージェントを、議会＝プリンシパルが完全な制約の元に置くことは不可能であり (隠匿活動 "hidden action")、エージェントの動機や意図を察知するのは、なおさらである (隠匿情報 "hidden information")。さらに、EUレヴェルで決定された項目を、事後的に覆すことは、コストの高さから、ほぼ不可能に近い。

交渉に当たって事前に党リーダーを拘束することが不可能であれば、EUレヴェルで決定された事項を覆すことも、政治コストを考えればほぼ不可能となる。こうした構造から、欧州統合は、党組織に「EU効果 (EU effect)」をおよぼし、結果的に党内リーダーシップの「自律性」をもたらすのである。国際政治経済が国内構造を規定する「逆第二イメージ」は、こうして政党内構造をも規定することになるのである。従って、いかに党綱領あるいは党政策と整合的なイデオロギーをシュヴェンヌマンが保持していようと、その党内基盤および政治行動の余地が縮小されることは不可避であったといえよう。

それはまた同時期に、ミッテランという稀有な政治家に対してシュヴェンヌマンが十分な対抗勢力を形成することができなくなったことをも意味する。「左翼の希望を満ちし、権力とは保守の専売特許であるという幻想を打ち砕くと同時に、有権者を失わないままに左翼の夢をも打ち砕いた」²⁵⁴ ミッテランと比べ、シュヴェンヌマンはあまりにもイデオロギーに忠実に過ぎたのである。

しかし政党システムで、ヨーロッパを軸とした新たなクリーヴィッジが生じているとするならば、その構造的特徴について本稿は十分な考察を加えることができないままである。バルトリニ (Stefano Bartolini) は、ヨーロッパ化とは、国家外部の境界線 (boundaries externes) によって国家内の境界線 (boundaries internes) が変化ないし消滅していく過程だとする²⁵⁵。そして、デンマークおよびフランスの欧州を争点とした政党分裂の事例から、「ヨーロッパ・クリーヴィッジ」の生成のあり方を仮説的に4つの分類している²⁵⁶。すなわち、1. 欧州レヴェル (欧州議会と欧州議会政党) におけるナショナル・クリーヴィッジの生成 (「ナショナル・クリーヴィッジのヨーロッパ化」)、2. 欧州統合争点の国内政党システムへの反映 (「親・反欧州クリーヴィッジの内部化」)、3. 欧州議会選挙に限られた国内政党間紛争 (「親・反欧州クリーヴィッジのヨーロッパ化」)、4. 欧州統合に関する争点による国内政党システムと欧州レヴェルの再編成 (「親・反欧州クリーヴィッジの外部化」) である。

本稿で取り上げたフランスとシュヴェンヌマンの例は、上述の仮説に依拠するならば「親・反欧州クリーヴィッジの内部化」となるが、これはあくまでもフランスにおいて観察された事例である。フランス以外のEU加盟国の事例は当然異なっている可能性がある。今後の欧州統合の方向性をも考慮しつつ、その様態を各国ごとに検証し、理論化していく必要があるだろう。例えば、アイルランドでは欧州議会選挙でのみ従来の政党システムとは違った政党配置がみられ、欧州をめぐるクリーヴィッジは限定的であるとされるのに対して、デンマークでは、欧州議会選挙での政党配置が既存の政党システムに制度化 (institutionnalize) されるといふ研究がこのことを証明している²⁵⁷。特に、フランスの1992年の事例は国民投票という例外的

状況だからこそ生じた可能性もあり、従ってケース選択にも留意する必要があるだろう。

同時に、政党史の観点からは、1950年から52年にかけて、やはり諸政党の分裂要因となったEDC (欧州防衛共同体) や、社共足並みの乱れにつながった1972年のEC拡大に対する国民投票などを踏まえた上での展開が不十分である。理論的、歴史的側面双方において考証を深める余地が残っているといえる。

本稿は2002年度東京大学総合文化研究科国際社会科学専攻修士学位論文「欧州統合とフランス政党システム—J.P.シュヴェンヌマンを中心に—」を加筆・修正している。

¹ 欧州連合 (EU) は1993年11月1日に発効した欧州連合条約 (Treaty on European Union) によって誕生した国際機構の名称である。欧州共同体 (EC, European Community) はこれ以降EUを構成する3つの柱 (EC、共通外交安全保障政策、司法内務協力) の一部という位置付けがなされた。本稿では一条約上の問題を直接的に扱うものではないため—特別の注記がない限り、法的にはECとされる93年以前の事象を扱う場合でも「EU」ないしは「欧州」、「ヨーロッパ」と表記している。

² Gourevitch, Peter, "The Second Image Reversed: the International sources of domestic politics," in *International Organization*, 32-4 (1978). 「逆第二イメージ」の紹介として、古城佳子「逆第二イメージ論」、河野勝、岩崎正洋編『アクセス比較政治学』(日本経済評論社、2002年) 参照。同論文では「国内の政治的な構造、事象をもっぱら対象としてきた伝統的な比較政治に対して、国際的な要因をその分析視角の中にとり入れることの重要性を指摘したのが逆第二イメージ論である」(180頁) と定義されている。また、比較政治学によるEU研究の方向性についてはHix, Simon, "The Study of the European Community: The Challenge to Comparative Politics," in *West European Politics*, 17-1 (1994) が依然として参考になる。

³ 1939年生まれ。ENA (国立行政学院) 卒業後、経済省勤務、64年にS.F.I.O (労働者インターナショナルフランス支部) 入党。66年にC.E.R.E.S結成。執行委員会および幹事委員会を経て社共共同政府綱領、ミッテラン社会党綱領等の作成責任者。研究技術相、研究産業相、教育相、国防相を歴任。97年よりジョスパン内閣内務相、2001年にコルシカ自治権の問題をめぐり辞任。83年よりベルフォール (Belfort) 市市長。2002年大統領選に立候補。

⁴ Bizot, Jean-François, en collaboration avec Léon Mercadet et Patrice Van Eersel, *Au Parti des Socialistes: Plongée libre dans les courants d'un grand parti*, Paris: Bernard Grasset, 1975, p.193.

⁵ いわゆる欧州懐疑主義政党については、Taggart, Paul, "A touchstone of dissent: Euroscepticism in contemporary Western Europe," in *European Journal of Political Research*, vol.33 (1998) が詳しい。

⁶ 反欧州を掲げたRPF (Rassemblement pour la France、フランス連合) シャルル・パスクワ (Charles Pasqua) の選挙リストが13.05%の得票率だったのに対し、RPR (Rassemblement pour la République、共和国連合) ニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) の選挙リスト得票率は12.82%に留まった。

⁷ 代表的なものとして、Risse, Thomas et al (eds), *Transforming Europe. Europeanization and Domestic Change*, Cornell University Press, 2001, およびKevin Featherstone and Claudio Radaelli (eds.) *The Politics of Europeanization*, Oxford University Press, 2003.

⁸ "Introduction," in Hall, A. Peter, Hayward, Jack and Howard Machin (eds), *Developments in French Politics. Revised Edition*, Houndmills: Macmillan, 1994, pp.1-3.

⁹ Ladrech, Robert, "Europeanization of Domestic Politics and Institutions: The Case of France," in

Journal of Common Market Studies, 32-1 (1994), p.69.

¹⁰ *Ibid.* p.70. 勿論、圧力が增大してもそれが結果的に標準化と収斂に帰すとは限らない。

¹¹ Cole, Alistair and Helen Drake, "The Europeanization of the French polity: continuity, change and adaptation," in *Journal of European public Policy*, 7-1 (2000), pp.27f.

¹² Börzel, Tanija. A and Thomas Risse, "When Europeanization Hits Home: Europeanization and domestic Change," *EUI Working Papers* (RSC No.2000/56), p.3. なお「ヨーロッパ化」の言説の多様性を批判的にみるものとして、Johan P. Olsen, "The Many Faces of Europeanization," in *Journal of Common Market Studies*, vol.40, no.5.

¹³ 国土整備機構とその政策に焦点を当てたものとして、Börzel, Tanija.A., "Towards convergence in Europe? Institutional Adaptation to Europeanization in Germany and Spain," in *Journal of Common Market Studies*, 37-4 (1999). 主に官僚機構とその政策スタイルに与えた影響を評価するものとして Harmsen, Robert, "The Europeanization of National Administrations: A Comparative Study of France and the Netherlands" in *Governance*, 12-1 (1999); 環境政策を中心として、EUの規制全般に言及したものとしては、Knill, Christoph and Dirk Lehmkuhl, "The national impact of European Union regulatory policy: Three Europeanization mechanisms," in *European Journal of Political Research*, 41, 2002.

¹⁴ 「統合に関する言説の多くは政党に言及せず、政党に関する言説の多くは統合に言及していない」。Gaffney, J., (ed), *Political Parties and the European Union*, London: Routledge, 1996, p.1. しかし同書は、むしろEUの政策形成に政党がどう関与するかに力点が置かれている。

¹⁵ Telò, Mario, "La Social-Démocratie Entre Nation et Europe," in Telò, Mario (sous la direction de), *De la Nation à l'Europe. Paradoxes et Dilemmes de la Social-Démocratie*, Bruxelles: Bruylant, 1993, p.24.

¹⁶ 政党システムとは「政党間競合から生まれる相互作用のシステム」であり、その機能とは「政党相互の関連性や、各政党がどの程度他の政党の関数であるのか、他の政党にどのように対応するか」というものである。G. サルトーリ、岡沢憲英・川野秀之訳『新装版 現代政党学—政党システム論の分析枠組み』（早稲田大学出版部、1992年）、76頁。

¹⁷ 新機能主義的アプローチをとる代表的な研究として、Haas, Ernst.B., *Beyond the Nation State: Functionalism and international organization*, Stanford: Stanford University Press, 1964.; Lindberg, Leon, N., "Decision Making and Integration in the European Community," in *International Organization*, 19-1 (1965); Schmitter, Phillippe, C., "Three Neo-Functional Hypothesis about European Integration," in *International Integration*, 23-1 (1969)などが挙げられよう。また、欧州統合の理論を簡潔にまとめたものとして、Rosamond, Ben, *Theories of European Integration*, New York: St Martin Press, 2000. 邦語での先駆的な研究として鴨武彦『国際統合理論の研究』（早稲田大学出版部、1985年）が挙げられる。

¹⁸ Moravcsik, Andrew, "Preferences and Power in the European Community: A liberal Intergovernmentalist Approach," in *Journal of Common Market Studies*, 31-4, 1993; Do., *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht*, New York: Cornell University Press, 1998.

¹⁹ Haas, Ernst, B., *The Uniting Europe: political, social, and economic forces, 1950-1957*, Stanford: Stanford University Press, 1958, p.154.

²⁰ *Ibid.* p.158.

²¹ Hix, Simon and Christopher Lord, *Political Parties in the European Union*, New York: St Martin Press, 1997.

²² Gaffney, John, (ed), *op.cit.*; EU統合の中でフランス社会党政権がどのように関与し、統合理論にどのようなインプリケーションがあるかを論じたものとして、Cole, Alistair, "The Europeanization of the French Polity: continuity, change, and adaptation," in *Journal of European Public Policy*, 7-1 (2000) および吉田徹「ソーシャル・ヨーロッパとは何か—フランスの対EU戦略」、NIRA『政策研究』第12巻9号を参照。

²³ 欧州議会の問題点に関しては Dinan, Desmond, *Ever Closer Union*, 2nd ed., London: Lynne Rienner, 1999, pp.268ff.

²⁴ Wallace William and Julie Smith, "Democracy or Technocracy? European Integration and the Problem of Popular Consent," in *West European Politics*, 18-3 (1995), p.148.

²⁵ Schmitter, Phillippe, C., *How to Democratize the European Union*, Lanham: Rowman & Littlefield

Publishers, 2000, pp.69f.

²⁶ *Ibid.*, p.70.

²⁷ Hix, Simon and Klaus H. Goetz, "Introduction: European Integration and National Political Systems," in *West European Politics*, 23-4 (2000).

²⁸ Mair, Peter, "The Limited Impact of Europe on National Party Systems," in *West European Politics*, 23-4 (2000).

²⁹ 「フォーマット」と「メカニクス」は周知の通りサルトーリによる政党システムの基準である。「フォーマット」は政党制における政党数、「メカニクス」は政党間競合のあり方を示す。G.サルトーリ、岡沢憲夫・川野秀之訳、前掲書、223-224頁。

³⁰ Mair, Peter, *op.cit.*, p.27.

³¹ Ladrech, Robert, "Europeanization and Political Parties. Towards a Framework for Analysis," in *Party Politics*, 8-4 (2002). ここでは、政党の1.政策・綱領、2.組織、3.競合パターン、4.政党-政府関係、5.ヨーロッパ政党間の連携・協調関係が研究テーマとして提示されている。

³² Beller, Dennis C. and Frank Belloni, P., "Party and Factions : Modes of Political Competition," in Belloni, Frank P. and Dennis C. Beller (eds), *Faction Politics : Political Parties and Factionalism in Comparative Perspective*, Santa Barbara : 1978, pp. 439-442.

³³ Cayrol, Roland, "Courants, fractions, tendances," in Pierre Birnbaum et als. *Critique des Pratiques Politiques*, Paris : Edition Galiée, 1978, p.165. なお、邦語でフランス社会党の派閥政治を扱ったものとして、中山洋平「フランス政党制の構造変化と政策革新」、平和経済計画会議シャドーキャビネット政策研究会・政治改革研究プロジェクト編『政策形成システムの比較研究—政策革新メカニズムの解明—』(1991年)、および土倉莞爾「ミッテランと社会党(PS)の派閥現象」西川知一・河田潤一編著『政党派閥』(ミネルヴァ書房、1996年)を参照。

³⁴ Campbell, Bruce A. and Sue Ellen M. Charlton, "Fragmentation and Biopolarization in France," in Belloni, Frank P. and Dennis C. Beller (eds), *op.cit.*, p.142.

³⁵ Sferza, Serenella, "Party Organization and party Performance: The Case of the French Socialist Party," in Juan J. Linz et al. (ed), *Political Parties. Old Concepts and New Challenges*, Oxford: Oxford University Press, 2002, pp.171-178.

³⁶ 「体制が左翼に接近するとともに、左翼は体制に接近した。左翼が政治的現実になったというだけでなく一中略—第五共和制は、ボナパルティズムの変形から英国、西ドイツ、あるいは米国の多数代表型のシステムになりつつあることを意味した」。Duhamel, Olivier, *La Gauche et la Ve République*, Paris: Presses Universitaires de France, 1980, p.2.

³⁷ Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic: An explanation of intra-party divisions," in *European Journal of Political Research*, vol.17 (1989), p.92.

³⁸ Harmel, Robert; Heo, Uk; Tan, Alexander; and Kenneth Janda, "Performance, Leadership, Factions and Party Change: An Empirical Analysis," in *West European Politics*, vol.18-1 (1995), pp.1f.

³⁹ *Ibid.*, p.18.

⁴⁰ Raunio, Tapio, "European Integration and Leadership Autonomy within Political Parties," in *Party Politics*, 8-4 (2002), p.415.

⁴¹ Featherstone, Kevin, *Socialist Parties and European Integration A Comparative History*, Manchester: Manchester University Press, 1988, p.118. もっとも、1952年のCED(欧州防衛共同体)批准問題をめぐっては社会党のみならず、各政党を横断する形での分裂が生じたことは明記しておく必要がある。

⁴² Bound, Joy, and Kevin Featherstone, "The French Left and the European Community," in Daniel S. Bell (ed.), *Contemporary French Political Parties*, London: Croom Helm Ltd., 1982, p.167.

⁴³ Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic: An explanation of intra-party divisions," *op.cit.*, pp.79f. ゴーリスト党(RPF)とPCFの何れとも連合を組まないという意味で「第三勢力」とモレによって命名された。

⁴⁴ Portelli, Hugues, "L'Intégration du Parti Socialiste à la Cinquième République," in *Revue Française de Science Politique*, 34-4/5 (1984), p.817.

⁴⁵ ライト(Vincent Wright)によれば、第五共和制に入ってから政党システム変化の特徴は、1.大統領制を中点と

した右派政党の一体化、2.中道派の衰退、3.社会党の再生の3つである。以上は、大統領制、選挙制度、政党アイデンティフィケーションの衰退、社会経済クレーヴィッジの変動によって生じた第五共和制の両極化へのプレッシャー (bipolarizing pressures) による派生だとしている。Wright, Vincent, "Presidentialism and the Parties in the French Fifth Republic," in *Government and Opposition*, 10-1 (1975), p.26.

⁴⁶ Bell, S. David and Byron Criddle, *The French Socialist Party The Emergence of a Party of Government*, 2nd edition, Oxford: Clarendon Press, 1988, p.21.

⁴⁷ 小選挙区2回投票制は、第1回投票で規定得票数を得ない候補者がいる場合に第2回投票が行われるものである。1958年には第1回投票の規定得票数は選挙人名簿数の5%、1966年には投票数の10%、1976年からは投票数の12.5%とハードルが高くなっていった。これは少数政党、とりわけ連合政権のパートナーとして埒外にあった共産党の党勢低下に拍車をかけた。Ibid.p.24-27. もっとも、第二回投票時における社共協力関係は、社会党支持者が共産党への投票を拒否するという傾向のために共産党の猜疑心を増加させた。Machin, Howard and Vincent Wright, "The French Left Under the Fifth Republic: The Search for Identity in Unity," in *Comparative Politics*, 10-1 (1977), p.57.

⁴⁸ Mahin, Howard, "The Presidents, the parties and parliaments," in Jack Hayward (ed.), *De Gaulle to Mitterand: presidential power in France*, London: Hurst & Company, 1992, pp.120-121.

⁴⁹ Ibid.p.121

⁵⁰ Wilson, Frank, L, *The French Democratic Left 1963-1969: Toward a Modern Party System*, Stanford: Stanford University Press, 1971, p.135.

⁵¹ Cited in Machin, Howard and Vincent Wright, "The French Left Under the Fifth Republic," *op.cit.*, p.35.

⁵² Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir: Le Parti socialiste français (1905-1992)*, Paris: Fayard, 1992, p.256.

⁵³ Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic," *op.cit.*, p.81. もっとも PSU からの入党は個人参加という形式をとった。PSU の歴史については Hauss, Charles, *The New Left in France: The Unified Socialist Party*, London: Greenwood Press, 1978, pp.26-48. を参照。

⁵⁴ Bizot, Jean-François, Léon Mercadet et Patrice Van Eersel (en collaboration avec), *Au Parti des Socialistes*, *op.cit.* p.202.

⁵⁵ Cole, Alistair, *François Mitterand A Study in political leadership*, 2nd edition, London: Routledge, 1997, p.28.

⁵⁶ *Les Nouvelles littéraires*, 7-13 juillet, 1982, cited in Makarian, Christian et Daniel Reypt, *Un Inconnu nommé Chevènement*, Paris: La table Ronde, 1986, p.111.

⁵⁷ 共産党との綱領の作業過程は4つの作業部会(制度、経済、社会、国際関係)に割り振られ、シュヴェンヌマンはピエット (Jacques Piette) とともに経済問題交渉に携わった。Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir*, *op.cit.*, p.328. 社共共同政府綱領 (Programme Commun de Gouvernement du Parti communiste français et du Parti Socialiste) の内容は以下の通り。第一部「暮らしをよくし、生活を変える」、第二部「経済を民主化し、政府部門を発展させ、進歩を計画する」、第三部「諸制度を民主化し、自由を保障し、発展させる」、第四部「平和に貢献し、国際協力を発展させる」。松宮龍起編『統一戦線と政府綱領—フランス社共共同政府綱領文献集—』新日本出版社、1974年。

⁵⁸ Wright, Vincent and Howard Machin, "The French Socialist Party in 1973: Performance and Prospects," in *Government and Opposition*, 9-2 (1974), pp.130-131.

⁵⁹ Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic," *op.cit.* p.81.

⁶⁰ Bizot, Jean-François, en collaboration avec Leon Mercadet et Patrice Van Eersel, *Au Parti des Socialistes*, *op.cit.* p.203.

⁶¹ Chevènement, Jean-Pierre, *Les Socialistes, les Communistes et les Autres*, Paris: Edition Aubier Montaigne, 1977, p.8.

⁶² Ibid.pp.232-233.

⁶³ Ibid.p.89. シュヴェンヌマンは共産党との離別は社会党に、1.中道主義に終始した「無力」さ、2.思想的な浅はかさを露呈する「駄弁」、3.インターナショナルイズムの衰退をもたらしたとしている。Cahiers du C.E.R.E.S., no.69.

- ⁶⁴ Lieber, Nancy, I., "Ideology and Tactics of the French Socialist Party," in *Government and Opposition*, 12-3 (1977), p.467.
- ⁶⁵ Cole, Alistair, "The Political Leader and his Heritage," in Mairi Maclean, *The Mitterand Years*, London:Macmillan Press, 1998, p.250.
- ⁶⁶ Cited in Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir op.cit.*, pp.273-274.
- ⁶⁷ Cited in Machin, Howard and Vincent Wright, "The French Socialist Party in 1973," *op.cit.*, p.56.
- ⁶⁸ Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic," *op.cit.* p.82.
- ⁶⁹ Quoted in Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir, op.cit.*, p.337.
- ⁷⁰ Cited in Bizot, Jean-François, en collaboration avec Léon Mercadet et Patrice Van Eersel, *Au Parti des Socialistes, op.cit.*p.206.
- ⁷¹ Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir, op.cit.*, Ch.15.
- ⁷² Lieber, Nancy, I., "Ideology and Tactics of the French Socialist Party," *op.cit.*p.468.
- ⁷³ Codding A.George Jr. and William Safran, *Ideology and Politics, The Socialist Party of France*, Boulder:Westview Press, 1979, p.220.
- ⁷⁴ *Ibid.*
- ⁷⁵ Alexandre, Philippe, *Le Roman de La Gauche*, Paris:Plon, 1997, p.357.
- ⁷⁶ Lieber, Nancy, I., "Ideology and Tactics of the French Socialist Party," *op.cit.*, p.458.マルチネはもともとはC.E.R.E.S.の出身であったが、その後党機関紙 *Frontière* の発行をめぐる対立するようになった。74年にマルチネはC.E.R.E.S.とロカール派の和解を試みるが、シュヴェンスマンの拒否にあっている。Philippe, Annie and Daniel Hubscher, *Enquête a L'interieur du Parti Socialiste, op. cit.*, p.77.
- ⁷⁷ Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir, op.cit.*, p.298.
- ⁷⁸ Cole, Alistair, "Factionalism, the French socialist party and the fifth republic," *op.cit.*, p.83.
- ⁷⁹ Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir, op.cit.*, p.264.
- ⁸⁰ Bon, Frédéric et Michel-Antoine Burnier. "Qu'elle ose paraître ce qu'elle est," in Edouard Bernstein, *Les Présupposés du Socialisme*, Paris:Edition du Seuil, 1974, pp.281-300
- ⁸¹ Lieber, Nancy, I., "Ideology and Tactics of the French Socialist Party," *op.cit.*pp.469-470.
- ⁸² Lemaire-Proche, Genevieve, *Le P.S et L'Europe*, Paris:Edition Universitaire, 1990, p.42.
- ⁸³ Poirmeur, Yves et al., "Le Parti Socialiste entre la France et l'Europe," in Soulier, Gérard (Etudes réunis par), *Sur l'Europe à l'aube des années 80*, Paris:Presse universitaire de France, 1980, pp.176f.
- ⁸⁴ Rocard, Michel, *Le marché commun contre l'Europe*, Paris:Edition du Seuil, 1973.
- ⁸⁵ Cited in Lemaire-Proche *Le P.S et L'Europe, op.cit.*, p.43.
- ⁸⁶ *Ibid.*pp.43f.
- ⁸⁷ 松宮龍起編、前掲書、298-299頁。ここでいわれている「保護条項」とはローマ条約第115条を指す。
- ⁸⁸ Poirmeur, Yves et al., "Le Parti Socialiste entre la France et l'Europe," *op.cit.*, p.182.
- ⁸⁹ Lemaire-Proche, *Le P.S et L'Europe, op.cit.*, p.49.党内でミッテラン派による欧州政策に唯一反対していたのはC.E.R.E.S.のみであった。 *Ibid.*p.50.
- ⁹⁰ Newman, Michael, *Socialism and European Unity.The Dilemma of the Left in Britain and France*, London:Junction Books, 1983, p.97.
- ⁹¹ Alexandre, Philippe, *Le Roman de la Gauche, op.cit.*, p.310.
- ⁹² Position du C.E.R.E.S. au Congrès du Bagnolet, in C.E.R.E.S, *L' Enlèvement de l'Europe*, Paris:Entente, 1979, p.15.
- ⁹³ *Le Poing et la Rose*, no.22 (1973).
- ⁹⁴ Lemaire-Proche, *Le P.S et L'Europe, op.cit.*, p.56.
- ⁹⁵ C.E.R.E.S, *L' Enlèvement de l'Europe, op.cit.*, p.11.当時、RPR党首のシラクも同じ理由からジスカール・デスタンおよびUDFを「外国の政党」と揶揄した(『コシャンの呼びかけ (appel du Cochin)』)。
- ⁹⁶ Lieber, Nancy, I., "Ideology and Tactics of the French Socialist Party," *op.cit.*, p.470.
- ⁹⁷ Bizot, Jean-François, en collaboration avec Léon Mercadet et Patrice Van Eersel, *Au Parti des Socialistes, op.cit.*p.238.
- ⁹⁸ Duhamel, Olivier, *op.cit.*, pp.372-405. 吉田徹「フランス政党システムの展開」、日仏政治学会編『現代フラ

ンスの政治・社会・外交—第2次シラク政権の課題と展望』2003年、参照。

⁹⁹ 「社会主義プロジェ」の内容に関してはフランス社会党編、大津真作訳『社会主義プロジェクト』合同出版、1982年を参照。

¹⁰⁰ Newman, Michael, *Socialism and European Unity*.op.cit., pp.100-102.

¹⁰¹ Bartolini, Stefano, "Institutional Constraints and Party Competition in the French Party System," in *West European Politics*, 7-4 (1984), p.104.

¹⁰² J.プラムナッツ、田中治男訳『イデオロギー』福村出版、1972年、187頁。

¹⁰³ E.デュルケーム、森博訳『社会主義およびサン—シモン』恒星社厚生閣、1977年、14～22頁。

¹⁰⁴ Szalay et al., "Ideology," in *Comparative Political Studies*, (July, 1972), pp.152f.

¹⁰⁵ これに呼応してC.E.R.E.Sは1986年に「社会主義と共和主義 (Socialisme et République)」と名称を変更する。

¹⁰⁶ Philippe, Annie and Daniel Hubscher, *Enquête à L'intérieur du Parti Socialiste*, op.cit., pp.74f.

¹⁰⁷ Lemaire-Proche, *Le P.S et L'Europe*, op.cit., pp.31ff.

¹⁰⁸ *Le Poing et la Rose*, no.93 (1981)

¹⁰⁹ Mandrin, Jacques, *Socialisme ou social-médiocratie*, Paris:Edition du Seuil, 1969, p.198."Mandrin"はC.E.R.E.Sが当初著した著書に用いられたペンネームである。

¹¹⁰ Chevènement, Jean-Pierre, *Etre Socialiste aujourd'hui*, Paris:Edition Cana, 1979, pp.131f.

¹¹¹ Mandrin, Jacques, *Socialisme ou social-médiocratie*, op.cit., p.199.

¹¹² *Socialisme et République*, no.10 (1987).

¹¹³ *Ibid.*

¹¹⁴ *Socialisme et République*, no.15 (1987).

¹¹⁵ *La Nouvelle Revue Socialiste*, no.1 (1987).

¹¹⁶ *Socialisme et République*, no.12 (1987).

¹¹⁷ Lemaire-Proche, *Le P.S et L'Europe*, op.cit., p.195.

¹¹⁸ Portelli, Hugues, *Le Socialisme Français tel qu'il est*, Paris:Presse Universitaire de France, 1980, pp.195-204.

¹¹⁹ *Ibid.*p.204.

¹²⁰ C.E.R.E.S, *L' Enlèvement de l'Europe*, op.cit., p.185.

¹²¹ *Ibid.*p.48-50.

¹²² フランス社会党政権全般にみられる「産業ナショナリズム」の詳細については森本哲郎「ボーダレス『市場経済』と『国民国家』主義(一)——一九八一年以降のフランスにおける産業政策のイデオロギーをめぐって——」、『奈良法学会雑誌』第12巻3・4号に詳しい。

¹²³ *Repères*, no.38 (1976).

¹²⁴ Johnston, Diana, "How the French Left learned to love the Bomb," in *New Left Review*, no.146 (1984), pp.11f.社会主義とナショナリズムの関係について割かれた文献は多くない。差し当たりデービス・B・ホラス、藤野渉訳、『ナショナリズムと社会主義』(岩波書店、1969年)を参照。

¹²⁵ 「民主主義は現在のところ、また当分の間国民国家の枠内のみで可能なものである」Mandrin, Jacques, *Le Socialisme et la France*, Paris:Sycamore, 1983, p.194.なお、ハンレイはC.E.R.E.Sの国家主義的性格を、ENAを始めとする国家官僚のカルチャー、すなわちディリジズムにリーダーが慣れ親しんでいたことに求めている。Hanley, David, *Keeping Left? Ceres and the French Socialist Party A Contribution to the study of fractionalism in political parties*, Manchester:Manchester University Press, 1986, pp.100-102.

¹²⁶ Chevènement, Jean-Pierre, "Y a-t-il encore des idées de gauche?," in *Le Débat*, no.42 (1986).

¹²⁷ *La Liberation*, 4 Décembre 1997.

¹²⁸ Philippe, Annie and Daniel Hubscher, *Enquête à L'intérieur du Parti Socialiste*, op.cit.p.23.ドブレ(Michel Debré)はいうまでもなく第五共和制下初のド・ゴール派首相である。またドブレは「シュヴェンヌマンは私の息子の1人ですらある」といったという。Makarjian, Christian et Daniel Reyp, *Un Inconnu nommé Cheveènement*, op.cit., p.237.

¹²⁹ 同様の論理からシュヴェンヌマンはド・ゴールによるECに対する1965年の空席政策および66年のルクセンブルクの妥協を高く評価する。*Le Monde Diplomatique*, Juin 1988.

- ¹³⁰ Chevènement, Jean-Pierre, *Une Certaine idée de la République m'amène à...*, *op.cit.*, p.234.
- ¹³¹ *Ibid.*p.237.
- ¹³² 中木康夫『フランス政治史 上』(未来社、1975年)、13頁。フランス革命史家のヴォヴェルは、シュヴェンヌマンこそが現代のジャコバンであると断言している。Vovel, Michel, *Les Jacobins de Robespierre à Chevènement*, Paris:Edition la Découverte, 1999, p.5.
- ¹³³ Chevènement, Jean-Pierre, *op.cit.*, p.12.同書はシュヴェンヌマンが1991年に欧州統合および湾岸戦争に対するフランス政府の政策を批判して国防大臣を辞任した後に、また93年に新党を結成する直前に書かれたものであるため、彼のイデオロギーと行動ロジックを説明する上で重要な位置を占めている。
- ¹³⁴ Chevènement, Jean-Pierre, *Une Certaine idée de la République m'amène à...*, *op.cit.*, p.14.
- ¹³⁵ *Ibid.*
- ¹³⁶ *Ibid.*p.15.
- ¹³⁷ *Ibid.*pp.183-185.
- ¹³⁸ *Ibid.*pp.206-207.
- ¹³⁹ *Ibid.*p.207.
- ¹⁴⁰ *Ibid.*p.210.
- ¹⁴¹ *Ibid.*p.211.
- ¹⁴² *Ibid.*p.269.
- ¹⁴³ *Ibid.*pp.269-270.
- ¹⁴⁴ *Ibid.*p.275.
- ¹⁴⁵ *Ibid.*p.259.
- ¹⁴⁶ Bernstein, Serge, "The Crisis of the Left and the Renaissance of the Republican Model," in Maclean, Mairi, *The Mitterrand Years*, *op.cit.*, p.62.
- ¹⁴⁷ *Ibid.*, p.46.
- ¹⁴⁸ 次の記述を参照。「国民、国家、政治と政党を貶めた後に社会主義—あるいは単に民主主義—の何が残るといえるだろうか」*Socialisme et République*, no.30.なおフランスの民主主義がジャコバン主義と市民的自由主義に立脚し、その2つの原則がフランス社会党の矛盾を生み出していると指摘するものとしてSadoun, Marc, *De la Démocratie Française.Essai sur le socialisme*, Paris:Gallimard, 1993;esp.pp.25-36.
- ¹⁴⁹ Asselain, Jean-Charles, "L'Expérience socialiste face à la contrainte extérieure (1981-1983)," in Serge Bernstein, Pierre Mizla, Jean-Louis Bianco (sous la direction de), *François Mitterrand Les Années du changement 1981-1984*, Paris:Perrin, 2001, p.386.
- ¹⁵⁰ 個人の行動オプションを「告発」「退出」「ロイヤルティ」から説明するものとして、アルバート・O・ハーシュマン、三浦隆之訳『組織社会の論理構造—退出・告発・ロイヤルティ—』(ミネルヴァ書房、1975年)。なお、本稿では「Voice」の訳語として「告発」ではなく「抗議」を用いる。
- ¹⁵¹ Friend, Julius, W., *Seven Years in France.François Mitterrand and the Unintended Revolution, 1981-1988*, Boulder:Westview Press, 1989, pp.46-55.なお「フランスのための110の提案」は以下で確認できる。Parti Socialiste, *Manifeste présenté au Congrès de Créteil, 24 janvier 1981*.首相となったモーロワは110の公約のうち96が実行されたと証言する。*Le Monde*, 10 mai 2001.
- ¹⁵² *Le Poing et la Rose*, no.95 (1981).
- ¹⁵³ Fontenau, Alain and Pierre-Alain Muet, *La Gauche face à la crise*, Paris:Presse de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, 1985, p.87.
- ¹⁵⁴ 「このプロジェクトは以前からある文書を白紙に戻すものではない。1972年3月にわれわれは採択し、すばらしい題名『生活を変える』のもとで公表した綱領に代わるものではない。3ヶ月遅れで調印の運びとなった左翼共同政府綱領に代わるものでもない。これはいま挙げた文書を敷衍したものである」フランス社会党編、前掲書、3頁。
- ¹⁵⁵ Lavau, Georges, "The Left in Power," in Ross, George, and Stanley Hoffman, and Sylvia Malzacher, *The Mitterrand Experiment Continuity and Change in Modern France*, Cambridge:Polity Press, 1987, p.117.
- ¹⁵⁶ Chevènement, Jean-Pierre, *Etre Socialiste aujourd'hui*, *op.cit.*, p.121.
- ¹⁵⁷ Hall, Peter, A., *Governing the Economy. The Politics of State Intervention in Britain and France*,

Cambridge:Polity Press, 1986, p.193.

¹⁵⁸ Do., "The Evolution of Economic Policy under Mitterand," in Ross, George, and Stanley Hoffman, and Sylvia Malzacher, *The Mitterand Experiment, op.cit.*, pp.54-55.

¹⁵⁹ 葉山 滉『現代フランス経済論』（日本評論社、1991年）、149-165頁。

¹⁶⁰ 同書、154頁。

¹⁶¹ Hall, Peter, A., *Governing the Economy, op.cit.*, p.196.

¹⁶² *Ibid.*, p.199.

¹⁶³ *Ibid.*, p.198.

¹⁶⁴ Bauchard, Philippe, *La Guerre des deux Roses. Du Rêve à la Réalité*, Paris:Grasset, 1986, pp.97f.

¹⁶⁵ Hall, Peter, A., "The State and the Market," in Peter, A.Hall, Jack Hayward and Howard Machin (ed.), *Developments in French Politics, op.cit.*, p.177. ミッテラン政権の政策転換については邦語でも多くの研究がある。さしあたり西村茂「ミッテラン政権の歴史的転換について」田口富久治他編『現代政治の体制と動向』所収（青木書店、1994年）、またEMSとの関係については田中素香編著『EMS：欧州通貨制度 欧州通貨統合の焦点』（有斐閣、1995年）、特に第8章を参照。また、グローバリゼーションを国家の政治経済的自立性の喪失としミッテラン政権の政策転換を論じたものとして鈴木一人「1981年から1991年までのミッテラン政権における欧州政策の変遷」I・II、『立命館国際研究8巻1・3号を参照。

¹⁶⁶ Hall, Peter, A., *Governing the Economy, op.cit.*, p.200.

¹⁶⁷ Do., "The State and the Market," *op.cit.*, p.177.

¹⁶⁸ Fontenau, Alain and Pierre-Alain Muet, *La Gauche face à la crise, op.cit.*, p.366.

¹⁶⁹ Bauchard, Philippe, *La Guerre des deux Roses, op.cit.*, pp.89-91.具体的な社会党内の政策論争については、野内美子「1981-83年のフランス社会党政権の経済政策転換とEMS」『研究年報経済学』東北大学経済学会第56巻第1号（1994年）参照。

¹⁷⁰ Bauchard, Philippe, *La Guerre des deux Roses, op.cit.*, p.141.

¹⁷¹ *Ibid.*, p.107. この中でシュヴェンヌマン、ベレゴヴォワ、ファビウスはEMS離脱派であり、ドロールの親欧州的立場は党内でまだ少数派であった。

¹⁷² 82年6月の政策転換の際に国民連帯省は社会問題省へと改名されるとともに所轄大臣がC.E.R.E.Sのクエスチオー（Nicole Questiaux）からベレゴヴォワ（Pierre Bérégovoy）へと変わった。その際シュヴェンヌマンは研究技術産業相へと権限を拡大された。シュヴェンヌマンは日本の通商産業省をモデルとする省庁を理想としていた。

¹⁷³ Bauchard, Philippe, *La Guerre des deux Roses, op.cit.*, p.108.

¹⁷⁴ *Ibid.*

¹⁷⁵ Makarian, Christian et Daniel Reypt, *Un Inconnu nommé Chevènement, op.cit.*, p.273.

¹⁷⁶ Fontenau, Alain and Pierre-Alain Muet, *La Gauche face à la crise, op.cit.*, p.163.

¹⁷⁷ See *Le Nouvel Observateur*, 25 Decembre 1982.

¹⁷⁸ Favier, Pierre and Michel Martin-Roland, *La Décennie Mitterand, vol.1*, Paris:Edition du Seuil, 1990, p.441.

¹⁷⁹ Cited in Asselain, Jean-Charles, "L'Expérience socialiste face à la contrainte extérieure (1981-1983)," *op.cit.*, p.414.

¹⁸⁰ Chevènement, Jean-Pierre, *Le Temps des Citoyens*, Paris:Editions du Rocher, 1993, pp.109f.

¹⁸¹ シュヴェンヌマンは1979年の時点で「国有化の結果はすぐに表れるものではない—中略—「外部的制約」を緩和し、世界経済に対する政策余地を残し、国内では富の分配によって一体性を保つことが新しい経済政策の2つの軸となる」と述べている。*Etre Socialiste aujourd'hui, op.cit.*, pp.131f.

¹⁸² Lavau, Georges, "The Left in Power," *op.cit.*, p.117.

¹⁸³ Attali, Jacques, *Verbatim I 1981-1986*, Paris:Fayard, 1995, p.391.こうしたミッテランの判断には、1月11日に行われた朝食会で6大国营企業社長からの直訴があった。*Ibid.*, p.382.

¹⁸⁴ Lettre au président de la République, in Chevènement, Jean-Pierre, *Le Temps des Citoyens, op.cit.*, p.391.

¹⁸⁵ Makarian, Christian et Daniel Reypt, *Un Inconnu nommé Chevènement, op.cit.*, p.276.

¹⁸⁶ Chevènement, Jean-Pierre, *Une Certaine idée de la République m'amène à...*, *op.cit.* p.175.

¹⁸⁷ *Ibid.*p.185. 2001年に行われたインタビューでもシュヴェンヌマンは同様の見解を述べている。「経済的側面を越えて言うならば、フランスの左翼はヨーロッパを理由として闘わずして負けたといえる」。 *Le Monde*, 5 mai 2001.

¹⁸⁸ Chevènement, Jean-Pierre, *Une Certaine idée de la République m'amène à...*, *op.cit.*p.176.

¹⁸⁹ *Le Poing et la Rose*, no.102 (1983).

¹⁹⁰ Portelli, Hugues, "Le Parti socialiste:une position dominante," in Bréchon, Pierre (sous la direction de), *Les Partis Politiques Français*, Paris:La Documentation Française, 2001, p.92.

¹⁹¹ 周知の通り、マーストリヒト条約の正式名称は「欧州連合条約 (Treaty on European Union)」であるが、本稿では俗称であるマーストリヒト条約を用いる。

¹⁹² Burban, Jean-Louis, "The Impact of the European Community on French Politics," in Dreyfus, François-Georges, Jacques Morizet and Max Peyard (ed.), *France and EC Membership Evaluated*, London:Pinter, 1993, p.186.

¹⁹³ Masclat, Jean-Claude, "Des Communautés européennes à L'Union Européenne," in *Les Notices:L'Union Européenne*, Paris:La Documentation Française, 1999, pp.10-11.

¹⁹⁴ Chevènement, Jean-Pierre, *Le Bêtisier de Maastricht*, Paris:arlea, 1997, p.10.

¹⁹⁵ *Ibid.*p.16.

¹⁹⁶ *S.R Actualité*, no.56 (1992).

¹⁹⁷ Cited in *Le Monde*, 23 juin 1992.

¹⁹⁸ マーストリヒト条約に関する憲法改正過程および改正内容の法的側面については Blumann, Claude, "La Ratification par la France du Traité de Maastricht," in *Revue du marché Commun et de l' Union Européenne*, no.349 (1994) に詳しい。

¹⁹⁹ *Le Monde*, 2 mai 1992.

²⁰⁰ *Le Monde*, 25 mai 1992.

²⁰¹ *Le Monde*, 11 février 1992.

²⁰² モーロワは「社会党はエビネーの時にそうであったように、大きな派閥と小さな派閥(シュヴェンヌマンはともうまくやっていると思う)を抱えたまま主要派閥へと向かって歩んでいる」と発言している。Cited in *Le Monde*, 6 avril 1992.

²⁰³ Philippe, Annie and Daniel Hubscher, *Enquête a L'intérieur du Parti Socialiste*, *op.cit.*, pp.77-78.

²⁰⁴ 同派は87年以降ポプラン派に吸収された。

²⁰⁵ Duhamel, Alain, "Maastricht Les "malgrés-nous"de l'Europe," in *Le Monde*, 3 juin 1992.

²⁰⁶ *Le Monde*, 8 mai 1992.

²⁰⁷ *Ibid.*

²⁰⁸ セガンのヨーロッパに対する認識については Séguin, Philippe, "Pourquoi voter non," in *Revue politique et parlementaire*, no.960 (1992) および Do., "Les Français et l'Europe, regard d'un anti-Maastricht," in SOFRES, *L'Etat de l'opinion 1993*, Paris: Edition du Seuilを参照。

²⁰⁹ 反対票数の内訳は次の通りである。共産党議員33票、社会党議員5票、RPR議員31票、UDF8票。なおRPR議員団88人は無投票だった。Portelli, Hugues, "Le Référendum sur l'Union Européenne," *Regards sur l'Actualité*, sept-oct., 1992, p.6. なお、憲法修正案は1.共和国の言語はフランス語であること、2.憲法評議会の付託権限の変更、3.欧州共同体への権限委譲の明文化、4.議会による欧州政策の意志決定過程関与を総体として含むものだった。Blumann, Claude "La Ratification par la France du Traité de Maastricht," *op.cit.*, pp.396-397.

²¹⁰ *Le Monde*, 30 juin 1992.

²¹¹ *Le Monde*, 16-septembre 1992.

²¹² 実際には国民投票にかける方法は2つ存在した。憲法第14章89条2項に従い、両議院による憲法修正案の表決後に国民投票に付託する方式か、もしくは同章89条3項に従い共和国大統領が両院合同会へ付託し、その後憲法第2章11条に基づき国民投票を行う方式である。前者は、マーストリヒト条約による憲法修正案を承認するか否かに関する国民投票であるのに対し、後者は法案そのものに対しての意志表明を行うこととなる。Portelli, Hugues, "Le Référendum sur l'Union Européenne," *op.cit.*, pp.5f.

²¹³ *Ibid.*p.8.

²¹⁴ *Ibid.*

²¹⁵ *Ibid.*, p.9 掲載の「国民投票予定の変化」の図表による。

²¹⁶ *Le Monde*, 1 septembre 1992.

²¹⁷ SOFRES, *L'Etat de l'opinion 1993*, Paris:Edition du Seuil, 1993.

²¹⁸ *Le Monde*, 22 septembre 1992.

²¹⁹ *Le Monde*, 25 septembre 1992.

²²⁰ *Le Monde*, 27 avril 1993. シュヴェンヌマンは党内改革ではなく、離党した理由を以下のように説明している。「83年の自由主義的転回、91年の湾岸戦争の承認、マーストリヒト条約の支持で社会党が何をしでかしているかが理解できなかったことは許せる。しかし今日に至っても何をしてしまったかを理解していないことは許しがたい—中略—社会党はマーストリヒトを放棄し共和国を再発見しなければならない。外部からしか彼らを動かすことはできない」。Cited in *Le Monde*, 1 décembre 1993.

²²¹ 1993年の選挙結果と分析についてはMachin, Howard, "How the Socialists Lost the 1993 Elections to the French Parliament," in *West European Politics*, 16-4 (1993) を参照。なお、総選挙の社会党綱領の作成を担ったのは皮肉にも92年までシュヴェンヌマン派「社会主義と共和国」に属していたシャルザ (Michel Charzat) であった。

²²² *Le Monde*, 5 avril 1993.

²²³ Intervention de Jean-Pierre Chevènement au comité directeur du Parti Socialiste, in Jean-Pierre Chevènement, *Le Temps des Citoyens*, *op.cit.*, pp.433-434.

²²⁴ MDCの設立大会は93年12月3日に開かれ、シュヴェンヌマンはここで正式に党首として就任する。パリ政治学院のロゼス (Stéphanie Rozès) は、世論調査の結果として当時シュヴェンヌマンを大統領として支持するのが19%、そしてMDC支持者の31%が共産党、環境政党が31%、社会党が25%を同時に支持していると報告している。*Citoyens Actualité*, no.70. なお、MDCの基本宣言 (Déclaration de principes) 7か条は以下の通り (要約)。1. フランス人権宣言および1946年憲法の伝統に則り、MDCは社会生活のあらゆる領域において共和国の達成を目標とする、2. 公的自由、社会経済的権利、労働、住居、健康、必要な賃金を得られて初めて自由な市民は存在するとする、3. フランス革命と社会主義運動の遺産を受け継ぎ、資本主義は歴史の終わりではないとする立場から自由、政教分離、権利と機会の平等、社会正義と友愛という共和主義的価値に基づく社会の建設を目指す、4. MDCは従属的国家において自由な人間はあり得ないとし、また低開発と不正義の中で自由な国家もないと考える。国家の自律性と現在の民主主義の枠組みを尊重し、世界自由主義のヘゲモニーと経済的オリガキーの帝国を否定する。市民と政教分離の国家 (nation) は人種、出自、宗教を差別しない、5. 雇用と正義はMDCにとっての最重要課題とする。企業と政治生活における市民性を前提とする、6. MDCは構成する国家を尊重し、東と南に開かれた連邦主義的ヨーロッパ (Europe confédérale) の建設を受け入れる。人間のニーズと世界の将来の世代の権利に反するような自由主義的世界秩序と自由貿易主義の非正義と闘う、7. MDCは良識の自由と国家 (Etat) の政教分離を重んじ、哲学的、宗教的信仰を問わず原則に賛同するものが結集するものとする。保守と左翼による自由主義の失敗の後、廃れた亀裂を超え、雇用、民主主義と平和という挑戦に応えるために左翼と共和国を完成させる者の結集を目指す。

²²⁵ *Le Monde*, 4 mai 1993.

²²⁶ Chevènement, Jean-Pierre, "Europe Sortir du Piège," in *Le Monde*, 3 septembre 1992.

²²⁷ Jean-Pierre Chevènement, *Le Temps des Citoyens*, *op.cit.*, pp.107-108. またもうひとつの要因として1990年の湾岸戦争が指摘されている。1990年の湾岸戦争時に、米国の世界戦略への荷担はフランスの主権喪失を意味するとしてシュヴェンヌマンは国防相の職を辞任している。MDC設立過程において欠かすことのできない出来事ではあるものの、本稿では欧州統合との関連に焦点を当てているため直接の考察対象とはしていない。シュヴェンヌマンの中東情勢に対する姿勢を表すものとしてChevènement, Jean-Pierre, *Le Vert et le Noir*, Paris:Grasset, 1995を参照。

²²⁸ Jean-Pierre Chevènement, *Le Temps des Citoyens*, *op.cit.*, p.133.

²²⁹ *Le Monde*, 30 octobre 1992.

²³⁰ *Le Monde*, 10 juin 1993.

²³¹ Portelli, Hugues, "Le Référendum sur l'Union Européenne," *op.cit.*, p.3.

²³² Hayward, Jack, "In Search of an Evanescent European Identity," in Guyomarch, Alain, Howard Machin, Peter A. Hall and Jack Hayward, *Developments in French Politics 2*, Hampshire:Palgrave, 2001,

p.272.

²³³ Saint-Ouen, François, *Les partis politiques et l'Europe: une approche comparative*, Paris: Presse Universitaire de France, 1990, p.100.

²³⁴ Lequesne, Christian, "France," in Rometch Dietrich, and Wolfgang Wessels, *The European Union and member states*, Manchester UP, 1996, p.185.

²³⁵ *Le Monde*, 8 mai 1992.

²³⁶ Duhamel, Olivier and Gérard Grunberg, "Les dix France" in Sofres, *L'Etat de L'opinion 1993*, Paris: Edition du Seuil 1993, p.80. 政党帰属意識と異なる投票をした有権者層がもっとも多かったのはRPRである。

²³⁷ Saint-Ouen, François, *Les partis politiques et l'Europe*, *op.cit.*, pp.99-100. もっとも、フランス政治学でいう「クリーヴィッジ (clivages)」は、ロッキン流の政治社会学でいうところのものとは、ニュアンスを異にする場合が多い。フランスのそれは、政治的企業家としての政治家によって創りだされるものが多い。この点に関しては、差し当たり、Philip G.Cerny, "Cleavage, Aggregation and Change in French Politics," in *British Journal of Political Science*, vol.2 (1972).

²³⁸ アップルトンは1992年と1993年の有権者の政党帰属意識から「ヨーロッパをめぐる政党エリートの分裂は大衆レベルにおいて再現されており、継続している傾向がある」と報告している。ヨーロッパを焦点としたクリーヴィッジ生成のあり方として重要な示唆であると思われる。Appleton, Andrew, A., "The Maastricht Referendum and the Party System," in Keeler, John.T.S., and Martin A. Shain (ed), *Chirac's Challenge. Liberalization, Europeanization, and Malaise in France*, New York: St Martin Press, 1996, p.317.

²³⁹ Guyomarch, Alain, Howard Machin and Ella Ritchie, *France in the European Union*, London: Macmillan Press, 1998, p.102.

²⁴⁰ Guyomarch, Alain, "The European Dynamics of Evolving Party Competition in France," in *Parliamentary Affairs*, 48-1 (1995), pp.101f.

²⁴¹ Perrineau, Pascal., "Les Clivages politiques: le vieux et le neuf," in *Sciences Po Magazine*, no.7 (2001), p.5.

²⁴² Featherstone, Kevin, *Socialist Parties and European Integration A Comparative History*, *op.cit.*, p.307.

²⁴³ Duahmel, Olivier and Gérard Grunberg, "Les Partis et la Ve République," in *Commentaire*, no.95 (2001), pp.537-538. なお、同論文でシュヴェンスマンは「主権主義者」に分類されているが、シュヴェンスマン自身は自らが主権主義者であると明言したことはない。主権主義政党全般については吉田徹「現代フランス政党システムにおける主権主義政党」『ヨーロッパ研究』第2号(2003年)を参照。

²⁴⁴ Joly, Marc, *le Souveranisme*, Paris: François-Xavier de Guibert, 2001, pp.36-39.

²⁴⁵ *Ibid.*, p.106. なお、94年欧州議会選挙には親欧州派で国民の人気の高いタピ (Bernard Tapie) が、社会党の選挙リストから独自に選挙戦を戦った。

²⁴⁶ *Ibid.* pp.119f.

²⁴⁷ *Ibid.*, pp.101-106. なお、有権者の右-左イデオロギー意識および政党帰属意識の低下については、Cayrol, Roland, "La droite, la gauche et les références idéologiques des français" in *SOFRES, L'Etat de l'opinion 1992*, Paris: Edition du Seuil, 1992を参照。

²⁴⁸ もちろん、欧州議会選挙は通常の国政選挙とは違った政党間の競合次元が表出している可能性がある。この点に関しては今後の研究課題である。

²⁴⁹ C.E.R.E.S, *L' Enlèvement de l'Europe*, *op.cit.*, p.101

²⁵⁰ Bergounioux, Alain and Gérard Grunberg, *Le long remords du pouvoir*, *op.cit.*, p.440.

²⁵¹ Portelli, Hugues, "Le Parti socialiste: une position dominante," *op.cit.*, p.103.

²⁵² ミッテランの対欧州政策に関しては差し当たり、Haywood, Elizabeth, "The European Policy of François Mitterand," in *Journal of Common Market Studies*, 31-2, 1993を参照。

²⁵³ Raunio, Tapio, "European Integration and Leadership Autonomy within Political Parties," *op.cit.* pp.410-414.

²⁵⁴ Favier, Pierre and Michel Martin-Roland, *La Décennie Mitterand*, *op.cit.*, p.11.

²⁵⁵ Bartolini, Stefano, "La Structure des clivages nationaux et la question de l'integration dans l'Union Europeenne," in *Politique Européenne*, no.4, 2001, p.26. 本稿に添う形で換言すれば、これは「ヨーロッパ化」

によって一国の政治ロジックが変容を被る過程であるともいえる。なお、バルトリーニは境界線 (boundary) を「ある領土境界の主要な点」と定義し、「政治行政的領域 (sphere politico-administrative) は規制 (regulation) レジームを基礎とした領土的境界である」との例を挙げているが、これはロッカ (Rokkan) の国民国家形成過程の研究概念を応用したものであると言っていいだろう。See, Peter Flora et al. (ed.), *State Formation, Nation Building and Mass Politics in Europe. The Theory of Stein Rokkan*, Oxford:Oxford University Press, 1999, Ch.4.

²⁵⁶ Bartolini, Stefano, "La Structure des clivages nationaux et la question de l'integration dans l'Union Europeenne," *op.cit.*, pp.40-43.

²⁵⁷ Terrier, Constance, "L'influence de l'intégration européenne sur les système de parties des états membres. Le cas de l'Irlande et du Danemark," in Dryfus, François (sous la direction de), *Nouveaux Partis Nouveaux Enjeux*, Paris:Publication de la Sorbonne, 1999, pp.131-146.